

文教委員会議録第五号

昭和四十五年三月十一日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 八木 徹雄君

理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 谷川 和穂君

理事 正木 良明君

理事 有田 喜一君

理事 小沢 一郎君

理事 高見 三郎君

理事 松永 光君

理事 渡部 恒三君

理事 木島喜兵衛君

理事 原 茂君

理事 新井 彬之君

理事 山原健二郎君

出席政府委員

文部 大臣 坂田 道太君

文部 政務次官 西岡 武夫君

文部 大臣官房長 安嶋 彌君

文部 大臣官房会 計課長 安養寺重夫君

文部 省大学學術 局長 村山 松雄君

文化 庁長官 今 日出海君

文化 庁次長 安達 健二君

委員外の出席者

厚生省医務局医 事課長 竹内 嘉巳君

文教委員会調査 室長 田中 彰君

委員の異動

三月十日

第一類第六号

文教委員会議録第五号

昭和四十五年三月十一日

辞任

麻生 良方君

補欠選任

西村 榮一君

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

麻生 良方君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

同日

西村 榮一君

補欠選任

○八木委員長 御異議なしと認めます。それで、伊藤卯四郎君を理事に指名いたします。

○八木委員長 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

新井彬之君。

○新井委員 私は、国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、質問をいたしたいと思います。この件につきまして、河野委員並びに他の委員からの御質疑もありましたので、なるたけそれに重複しないようには質問するつもりでありますけれども、こまかい点にわたるかも知れませんが、ひとつ丁寧なる答弁をお願いしたいと思っております。

そこで、秋田大学に医学部ができるようになった経過といえますか、いつごろにそういうお話が出て、どういような準備をしてこういふ法案になったのか、簡単にひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○村山(松)政府委員 秋田大学に医学部をつくるてほしいという一般的な御要請は、ずいぶん前から地元方面からございしたけれども、今回の問題としては、一昨年来地元を中心として、秋田県の医師不足等の実情から、地元としてはぜひ医学部をつくってほしいというお話がございました。

そこで、昨年度諸種の事情を勘案いたしました。予算に準備費を計上いたしました。この準備費は、国立大学をつくる場合に、準備費あるいは調査費を計上するということは従来ともあったわけでありまして、秋田大学医学部の準備費は、従来ついておりましたような調査費、準備費よりも一そう具体性の強いものでございます。と申しますのは、学部長といいますが、病院長といいますが、

か、そういう中心的人を予定するような人件費を含めまして、入学試験の経費まで含めた準備費を計上いたしたわけでございます。そういうことでございますので、秋田大学医学部につきまして、四十四年度にかなり具体的な準備費を計上して準備を進めて、準備が整えば四十五年度には具体的に学生募集を含む開設にまで持っていくというふうな含みで準備費が計上された次第であります。

四十五年度の問題としましては、四十四年度の準備費で準備調査会をつくるなどして、地元事情、大学側の準備、それから先輩大学等の協力も得まして、教官、組織の構成など鋭意準備を進めて、大体やれるという見通しを立てまして、具体的な設置にかかる経費の要求をいたしまして、それが現在御審議願っております予算案に計上されましたので、これと並行的に医学部増設のための国立学校設置法の改正案を提案した、こういう経過になっております。

○新井委員 ただいま経過についてのお話でございますけれども、この法律というのが四十五年の四月一日から実施をする、こういふわけで、現在もう三月の十一日でございますので、法案が通る場合ももちろんあるし、否決される場合もあるわけでありまして、やはりこういふ法案というものは、準備に時間がかかる、いろいろなことがあればあるほど、やはりもっと早く提出しなければいけないんじゃないか。そしてまた、その内容においても、検討するものは検討して、そして直せるものはその場で直すというようにすることが必要ではないかと思っております。そういう点について、いまの報告で大体わかったわけでありまして、けれども、こういふ法律についてはなるべく早く出すことが望ましいのか、望ましくないのか、そのことだけ一応聞いておきたいと思っております。

○坂田国務大臣 このことはもう当然なことでございます。

て非常にたいへんな状態になっているわけですが、もう一つは、これは話が別になると思ひますけれども、現在の教育制度においては、ほんとうに人間性豊かな医者としてのモラルといふものが、そういうものを学んで身につけるというときがなない。そういうわけで、一律にたがひしやうに勉強して、こういふような状態になっているわけでありませうけれども、こういふことについて、文部大臣はどのようにお考えになっているか、そのことをお伺ひしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 医学部に対して非常に入学者が殺到するということは、先般の委員会におきまして川村委員からも御指摘になりました。そのことは、医学を修めた者が、何と申しましてでも社会的に認められ、その地位も安定するということもございませうし、もともと日本の医学といふものは明治維新以後におきましてかなり高度の水準を保つておつたというふうなこともございまして、世界的に見てもかなりいい水準をいつておる、質もいいという事柄もあらうかと思ひわけございませうが、それに対して、それを受けとめておるところの国立あるいは公立、私立の大学における医学部が少し少な過ぎるということについては、先ほども申し上げましたように、もう少し長期的な計画のもとに、その需要に應ずるような体制を整えなければならぬということはお申すまでもないところだといふふうに考えておるわけございませう。しかし、私立におきましては、入学金とかあるいは授業料とかその他の納付金等を含ませますと、かなりのお金を出さなければならぬといふことは事実でございまして、私どももいたしましては、なるだけそういうふうなことがなくとも入れるようなことにしなければいけないといふふうな心がけておられますけれども、その需給の問題もございまして、なかなか困難なわけございませう。そういうふうなことも考えまして、今度私学に対しまして、特に医学部、歯学部という点に留意をいたしまして、私学助成の道を開く予算をつけたようなこととございませう。今日、国

公私立を問わず、一人の医学生を教育、研究させるために、費用といふものは相当かかるわけございまして、国立の場合には国がまるまる見るというたし、私学の場合にはその経費を一体どうやって捻出するかといふと、私学の持つております基金とかあるいはまた寄付金とかいふことではもう全然追いつかない。結局それを国が何らかの助成をしないといふことであるならば、入学金やあるいはその他の納付金にたよらざるを得ない。そうではないければ、私学に学ぶ医学生の教育、研究の質的向上は望みがたいのだ、こういう切実なところを追ひ込まれて、さらにこれ以上授業料を上げたりあるいは納付金を上げたりするようなことは、社会的にも実は問題になる。それからもう一つは、国と私立と今日社会に果たしておる役割りといふことを考えた場合には、当然私立に対しても助成をしなければいけないんだということ、戦前戦後を問わず、画期的なつもりで実は今度の私学助成といふことに踏み切つたわけとございませう。このお金をもつて、医学生を含めまして、その他の学部学生におきまします教育、研究といふものの向上といふものが望めるならば、われわれのやりましたことは意味があるのではなからうかといふふうに思ふ次第でございませう。

○新井委員 いま文部大臣から御説明がございしたけれども、この医学部の問題につきましましては、当然お金もかかりませう。これをどのようにするかといふことは非常な問題ではございませうけれども、医学部においては量も質もともに向上していかねばならぬ、そういうふうなところに非常な努力が要すると思ふのでありますけれども、やはりその点を解決してまいらなければ、ますますこれから医療事情であるとか、いろいろな問題によつて大きな問題になつてくる、このように考えるわけでありませう。そういう意味において、今後ともその件については鋭意努力をしていただきたい、このように思ひます。

これに関連しまして、厚生省の方にお聞かせ願ひたいのでありますけれども、現在医者の数とい

うのは足りておるんでしょいか、どうでしょいか。

○竹内説明員 お答えいたします。医師の過不足という問題になりますと、いろいろな要素がございませうので、一がいにとれで足りるという線が出せるわけではございませうが、諸外国等との相対的な比較等を勘案いたしましたときに、現在わが国で人口十萬当たり一二というのをおよその数でございませう。私どものほうで医師の需給に関する研究を行ないました限りでは、これが人口十萬対約一四〇くらいがおおよそ望ましい数ではなからうかといふことで、昭和五十年に人口十萬対一四〇といふ医師数を一つのめどとして考えておるところでございませう。

○新井委員 現在十萬に対して百四十人の目標を持つておるということとございませうけれども、これには何か増員の計画といふものがありますか。

○竹内説明員 お答えいたします。医師の需給といふことになりまして、事柄の性格上、どういたしましてでも文部省当局にお願いをいたしまして、国立、公立、私立の医学部の定員増といふことがあつた程度基本になりますし、またさらにそれに対応いたしまして、医療全体という立場からまいりますと、いわゆる僻地問題等を勘案いたしましたときに、単純に人口数といふだけでなく、たとえば機動力あるいは道路の問題、そういうふうなもの整備等によりまして、医療に対する充足率といふことを増すことがやはり一つの問題になるわけとございませう。ただ医師の数といふだけではない、医療の機会の均等化、そういうふうなものの充実とあわせて、医師の需給といふものを厚生省としては考えてまいりたいと思つております。ただ、重ねて申しますが、やはり基本になりますのはどうして医師の数でございませうので、この点は昭和三十六年の、いわゆる皆保険といふものめどを達成した段階におきまして、また昭和四十二年におきまして、厚生省をいたしましては文部省と十分連絡をとりながら、これからの定

増といふことについてお願いをしてまいつたところとございませうし、また十分それにおこたえをいたしまして、御協力をいただいておりますといふふうに私どもは理解をいたしております。

○新井委員 いま厚生省のほうから、文部省とよく打ち合わせをしていままでもやつてきたといふこととでありますけれども、そのように了解しておりますでせうか。

○村山(松)政府委員 医師の需要数につきましては、ただいま厚生省のほうから御説明がございした。私どものほうの経過を申し上げますと、わが国では戦時中には医専など増設した關係がありまして、年間一万人以上の医師を出しておつたこともございませうが、終戦後、医師の資格の向上といふような観点から、医専は廃止いたしました。これを、向上の見込みのあるものは大学に昇格させ、見込みのないものは廃止するという措置をとり、同時に医師の養成数も人口十萬当たり百人をめどにするといふことで、二千八百名程度に圧縮いたしまして、そのような状態が十数年続いたわけとございませう。昭和三十六、七、八ごろから、人口十萬人当たり百人といふことでは足りない、もう少しふやすべきだといふ議が出てまいりました。そういうことを厚生省のほうから承つて、そのころから漸次増加の方向に持つてきておるわけとございませうが、しからばどの程度を目標にすべきかといふことにつきましては、なかなか明確な目標が立たずまいつたわけでありまして、医師全般としてふやすべきだといふ趨勢については承つておりますけれども、増加のための具体的目標あるいはそれに持つていく措置といふような点につきましては、まだ十分話し合ひをいたしておらないのが現状でございませう。

○新井委員 さきの問題に戻すつもりはないのですけれども、ふやすことは当然必要である、ところが目標がはっきりしていないといふお話なんですけれども、何をやるにしても、やはりめどであるとか、目標であるとか、そういうものがはっきりしていないことをやるというふうなことはでき

ないんじゃないか、このように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○村山(松)政府委員 全くそういうことだと思えますので、私どもとしてはなるべく明確な養成目標というものを立てたいということで連絡をしまいたつたわけでありまして、まだ具体的にそれが煮詰まっておらない。できるだけ早くそれを立てた上でその実現に向かって努力をいたしたい、かように考えております。

○新井委員 これもまたちょっと厚生省の方に伺いたいのですけれども、現在無医地区というのはどの程度あるのでしょうか。

○竹内説明員 お答えいたします。無医地区というものの概念をきめることについていろいろ問題があるわけでありまして、厚生省でいわれる無医地区対策として調査をいたしました結果掌握しておりますのは、全国で二千九百二十地区というふうに理解をいたしております。

○新井委員 この地方に対して、何か診療班を回すとか、そういうようないろいろなことをやっておると思えますけれども、現在厚生省としてはどのようなことをやっておるのでしょうか。

○竹内説明員 お答えいたします。厚生省といたしまして行なっておりますことは、一つはいわゆる僻地診療所というものを設置してそれに対応いたしまして、いわゆる親元病院というものを整備する。それを基地といたしまして、僻地診療所を数カ所、あるいは多いところは十カ所余り持つところもありますけれども、それで親元病院から常時あるいは一定時期に医師を派遣するといふような形で対応策を講ずる。あるいはまた、先ほどもちろつと申しましたけれども、いわゆる機動力という問題を頭に置きまして、患者の診療車であるとか、あるいは離島等におきましては診療船というよりようなものを配置する計画、そういうものを一応頭に置きまして、人の問題、それから診療所の増設、あわせて機動力というよりような形でこれをカバーするというよりような方向で僻地対策というのに取り組んでおるわけでありまして。

○新井委員 それでいま十分間に合っているのでしょうか。

○竹内説明員 お答えいたします。決して十分に間に合っているとは思っておりませんし、さらに予算措置等におきまして、今後この僻地対策とふうもの充実強化をはかってまいりたいといふふうに考えております。

○新井委員 私はなぜこのようなことを話すかといふと、要するに、私たちもいなかのほうにずっと住んでおまして、ほんとうにお医者さんがいらつしやらないので困るわけですね。いつもいわれることは、病気になるたら都会まで出ていかなければいけないし、特に現在の病気のほうは、ガンの場合なんかでも早期発見をしなければいけない。それからまた交通大戦争といわれておるわけでありまして、そういうときの救急病院であるとか、そういうものは非常に遠いといふわけですね。したがって、いままでみたくに比較的普通の病気で普通にかかっているといふのではなくて、近ごろは、これは公害でちよつと悪いのじゃないかとか、それからまた交通災害で、すぐ病院へ入らなければいけないとか、いろいろのことで非常にみんなが心配をしておるわけですね。これは私がちよつと調べたことなんですけれども、青森県の国民健康保険の直営所というのがあるところでありまして、これは村であるとか市であるとか、地方自治体、そういうところでは三十九年には九十三カ所のそういう直営所があった。ところが、現在は医者がいなくて十三カ所に減つて、そのうちになお六名は台湾からわざわざ来ていただいた。この前も、これも日赤病院なんですけれども、いなかのほうで——これは兵庫県のほうでありますけれども、日赤病院がございまして、そこに内科の先生がだれもいらつしやいません。ところが、病院というのは日赤であればみんな信頼をしますもので、どんどん来る。いままでいらつしやなかったのですけれども、何か給料も二十五万円ですか、非常に奮発をいたしましたし、ようやく、それも非常に経費も新しい方であ

ありますけれども、来ていただいて、みんな喜んでいて、こういうような話があります。実際問題としても、やはり医師の数というものを考えずに、現在非常にベッド数がふえている。たとえていいますと、十年前にお医者さんが一人で一八・四ベッドを持っていたのが、現在では二七・二ベッドですか、それからまた患者数も、お医者さん一人当たり十年前には二八・八人であった。それが現在では五〇・九。交通事故であるとかそういうよりようなことのために、夜もそれだけの配置をしなればいけない。そういうようなことがいろいろございまして、お医者さんといつてもやはり交代で休まなければいけませんし、そういうところで非常に医師の数が不足している。都会ではそう感じませんけれども、いなかへ行けば、ほとんどの方がそういうことを訴えている。こういうふうな現状にあるわけでありまして、そういう意味で、厚生省側から見ても足りません。そういう意味で、文部省は文部省の立場として、お金がかかっても、文部省のほうには厚生省のほうとして、お医者さんの養成というものはどうしても大学の医学部を卒業しなければならぬ、こういうことで責任のなすり合いをやっておつてはまずいと思うわけでありまして、そういう点厚生省ともつとわかつて、そうしてなお一その努力をしていく気が文部大臣にあるかどうか、お伺いをいたします。

○坂田国務大臣 私のほうでは、十分協力をしていかなければいかぬというふうに思つておる次第でございます。私もかつて厚生大臣をいたしました者でございますので、私といたしましては、厚生、文部両省でよくこういう長期計画を立てて、そしてその対策というものを今後考えていかなければならぬといふふうに考えております。

○新井委員 そこで、文部大臣は非常に前向きな姿勢で鋭意努力をされるということでありまして、これはほんとうに私も希望を持つわけであ

りますけれども、この秋田大学というのは、東北でございまして、東北地方というのを見てもいいりますと、国立弘前大学が青森県にございまして、東北大学が宮城県、それから福島県にございまして、これは福島県、それから岩手医科大学、これは岩手県、こういうふうな比較的各県にありまして、山形県なんか抜けておるわけでありまして、この前も一つは議論になりました、文部大臣も全体的なところから考えていかなければいけないというよりような答弁をなさつておるわけでありまして、これは私立にしろ——岩手医大なんというものは私立でありますけれども、私立であれ国立であれ、公立であれ、そういう一つ一つのところをチェックして、そして日本国じゅうある程度のブランクにはそういう大学があつて、そして研究もできるし、また教育もできるし、なおかつその地域に安心感も与える、こういうことは総合的に考えてまいらなければならぬと思いますが、そういうことの考えについて、前にも少し出しておるようでありまして、もう一歩前進した具体的なお話がないか、お伺いいたします。

○坂田国務大臣 具体的な話とおつしやると、私もなかなかお答えしにくいわけでございますけれども、一般的に申し上げますと、私も先生のおっしゃるとおりと考えておるわけでございまして、全体の医者が不足しておるから、その需要といふものに応ずるよりな医師の養成をはからなければならぬといふ一つのわれわれの課題があるかと思ひます。同時にまた、この二十年間を考えてみますと、どうも都市にお医者さんが集中をしてきておる。そして結局いまして、東北とかあるいは北海道とかあるいはその他の地域においては医者が得られないということがあります。秋田大学に医学部を設けますのも、十万人の人口に對しまして、全国平均では一二・幾つかであります。秋田大学に近におきましては八〇幾つという、とにかく百人に満たないような状況。しかし、単に秋田県がそれだといふことじゃなくて、いま仰せになりましたように、東北全体の需給というものを一応

にらみ合わせて、一体国公立で医学部や医科大学といふものをどういうふうにするか、どこにやつかとかといふことが、やはり考究されなければいけない。そのことは、先ほども触れましたように、単に医学の教育、医師の養成といふことでなく、たとえ教員養成の問題にしても、あるいはその他の学部にいまして、もう少し地域の一般的要請に国立大学といえどもこれにこたえるといふようなことがあつてしかるべきじゃないだろうか。あるいはそういうような観点から、日本列島全体についての長期的な教育計画あるいは高等教育機関の設置について考えなければならぬのじゃないか。この二十年間を考へてみますと、私立を認可します場合におきましては、大学設置基準の要件が整つたと自動的に許可せざるを得なくなつた、そのことが、六割までの学生を大都市周辺に集中した。それがまた一面の大学紛争の原因にもなつておるのじゃないかといふような反省もあるわけでございます。やはりこれからの大学の役割りといふものは、国立、私立、公立を問はず、そういう一般的な社会的要請あるいは地域的の要請にも研究の成果を還元していくといふことが、非常に重要なポイントである。そのために大学といふものは門戸を開かれなければならない、国民のために開かれなければならないのだ、こういうことを私はずっと言い続けておるわけでございます。

○新井委員 いまの問題につきましては、文部大臣もそういうことでいろいろ検討されておるということでございます。ひとつお願いしたいと思ひます。

厚生省の方にも一つお伺ひしたいのですけれども、現在医師の一番多いのは、データから言いますとソ連ですね。二一〇・幾らになつておると思ひますが、多い理由といふのは何かあるのでしょうか。

○竹内説明員 お答えいたします。ソ連が人口十萬対二一〇・四といふのは、各国に比しましてきつめて高い率を持つておるわけでございますが、

どういふ理由かといふことにつきまして、私ども正確にそのための調査、研究を行なつておるわけではございませんが、私も何一つお伺ひするのには、一つはあつたといふのでございます。いわばその需給といふものについての一つの計画的なものであつたのではないかと、私は、私どもとしても學ぶべきではないかといふふうに理解しております。それと同時に一つは、医師の養成課程といふものが、わが国とは若干違つておるのではないかと。ちょうど一つの例をあげて申しますと、たとえば看護婦から医師へのアドバンストコースといふようなものがソ連では認められておるようでございまして、そのような点につきましても、学校教育の仕組み、あるいはこういったプロフェッショナルなスペシャリストといふものの養成課程といふものについての体制の差といふものも、ここにあるわけでございます。したがつて、この人口十萬対の比がソ連は二一〇であるといふことが、イコール医学水準なり医療水準なりといふものを端的に示すかどうかといふことについてまで、私もはつきりしたお答えはいたしかねるのではないかと、いふふうに思つております。

○新井委員 この前のライフ誌か何かに載つておりましたけれども、ソビエトにおいては補助医制度といふものをとつておる。これはまあ日本とはちよつとお国柄が違つたわけでありまして、そのままたちよつと当てはあつたといふことはできないと思ひますけれども、要するに、町であるとか、市であるとか、公立の親元病院からいふ医師者を補助する補助医といふのが派遣をされておるもので、そしてある程度の診察をして、これはどうも自分でわからない、これはちよつと重そうだと

いふときには、その親元病院へどんどん患者を送つてくる。こういうようなことになつておるようでありまして、いまあげたこのデータの中には、補助医といふのが五十万人ぐらゐ入つておるやうであります。これは現在アメリカでも検討を始めたやうでありまして、これは一つはもちろ

研究とか教育とか、そういうことが大学としては根本問題になるわけでありまして、その補助的な機関として、要するにそういう養成学校をつくつて、そして社会にも貢献をしていく。その人もまたそれなりの使命を感じてがんばる、こういうようなことであるやうでありますけれども、こういうようなことも、やはり研究するぐらいは研究なさつたらいかがかと思ふので、すけれども、その点文部省のほうはどうでしょうか。

○村山松政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、戦時中までは、わが国の医師養成は大学と専門学校の二本立てであつたわけでありまして、戦後の教育改革で、高等教育一般が専門学校を廃して大学一本にしたわけでございますが、医学の場合にはそれが一般の場合よりもさらに強調されておる、おのゝ医学教育は学部だけで十分でない。学部の上に大学院、それから臨床医学を志す者はインターン、インターンを終えて医師資格をとつた後さらに事実上数年は大病院その他教育的な病院で修練を積みなければ、ほんとうの意味の一本立ちでない。そのように、人間の生命を預かる医師の養成といふのは、質においても期間においても慎重に考えるべきだといふこととてやつてまいつたわけでありまして、

そういうことから、現在の医師の不足から若干簡易な養成の方法といふ御提案でございますが、この点につきましては、文部省としては慎重に對処いたしたいと思ひます。また、医療行政あるいは医師の資格、医師の業務を所管されております厚生省の御意見をきくも十分承つた上で對処いたしたいと思ひます。

○新井委員 今回の医学部の設置につきまして、私もこまかいことはあんまりわからないのでありますけれども、学園紛争は東大の医学部から起こつた。医学部といふのが一番問題が多くて、非常に封建的なんだといふようなことをいわれて、いままでいろいろ本にも出ておりますけれども、文部大臣として——これをあんまり説明されると時間もありませんし、簡単に一言でいいのですけれども、

けれども、原因といふものを箇条書きにして二つ三ついえばどういふことじゃないか。それでは説明できないといふばまた問題はあつてもいろいろ話ができると思ひますけれども、原因は何であつたか。現在おさまつておるやうな形になつておりますけれども、それが、解決をして現在おさまつておるのか、問題はそままだ潜在したままで一応隠れておるのか、そういうところはどのようにお考えでしょうか。

○坂田国務大臣 今度の大学紛争の原因は非常に多種多様な岐にわたつておるやうにして、簡単に申せとおっしゃつてもなかなか実はわからないわけでございますが、端的に申し上げますと、どうも昨年の発端になりましたのは、事実といつたしましては、確かに東大の医学部臨床研修医等の問題が端になつております。しかし、どうも去年の動きから見ますと、それに政治的な運動と申しますか、過激な学生が自分の政治的主張を貫くために、暴力を手段として、大学を拠点として、そして一般学生を巻き込んだ。その原因となるものは、たとえば学費の問題、あるいは学費の問題、あるいは学生生活に関する問題、あるいはカリキュラム等の問題がある。あるいは大学の管理運営に問題がある。こういうようなことで燃え上がったと思つておられます。しかしながら、御案内のとおり、一応ゲバ生が去年のような状況にこたへておらなかつたといふことは、私は幸いなことだと思ひます。しかし、これでもって大学紛争のきっかけとなる問題がすべて解決したとはいふ切れないのでございまして、やはり大学の管理運営、あるいは教育、研究のやり方、あるいは学生の意思をもう少しきくみ上げた大学当局の姿勢、あるいは国民のために開かれた管理運営等々、やらなければならぬことはたくさんあるのではないかと、いふふうに思ひます。昨年の臨床研修医の問題につきましても、たとえばわずかに一萬五千円の謝礼金であつた。それを昨年二萬七千五百円に上げましたけれども、東大の場合は実はそれはもたらなかつたといふやうなことです。

しながら、今度の予算ではまたさらに三万一千五百円というふうに臨床研修医の月額を上げております。さらに無給医局員といわれたものを本年度におきましては非常勤医師というふうにはつきりいたしまして、この手当にいたしまして、月額四万二千五百円。昨年は三万五千円、この昨年の三万五千円の千八百人の人員に對しましては、かなり消化をしたように思います。そういうことで、それが有力なすべての紛争の原因だとは思いませんけれども、しかし、学生たちから聞いかけられた問題について、それはそのとおりである、われわれのほうにも考えるべきところがあるというような点については、どんな小さい問題であってもその原因を除去していくという努力が私は必要であると考えて、この一、二年來できるだけ努力をしてまいりましたところでございます。

○新井委員 この問題についてはまたあとでゆつくりお伺いしたいとして、一言お聞きしましたのは、今回の秋田大学の医学部については、何か非常に新しいやり方で、それこそいままでの大学紛争、特に医学部にその紛争の根本があつたといわれているわけでありまうけれども、講座制の問題にしても、研修医の問題にしても、非常に前向きで検討していかうというふうにこの前もお話がありましたので、その点がどのような認識でやられているのかということをお聞きしたわけでございます。

今回も、その中の一つとして、教授がもういまきまつておられますね。その教授について、どのような募集方法をやつたかということについて一言お伺いしたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 秋田大学の医学部を創設する場合に文部省として苦慮いたしました点は、一つは、これだけ医学教育あるいは大学病院の改革が叫ばれておるのに、従来のままの学部なり病院をつくつていいのかどうかという点でございます。しかし、この点につきましては、改革意見がどれほどありましようとも、それが熟しまして制度改革をしない限りは、現在学部をつくるとすれば

現行の大学設置基準というものがあつたわけでございますので、この基準に準拠しなければならぬ。そのワク内でもただけ新しい行き方を出していきけるかというのが、一番苦慮した点でございます。

御指摘の人事につきましては、先ほど御説明申し上げました秋田大学医学部創設の準備調査会におきまして、秋田大学、秋田県の地元、それから文部省側のほかに、医学の専門家として慈恵医大の樋口学長、それから東京医科大学の落合学部長、それから千葉大学の前学長でありました谷川教授、それらの方々の御協力を得まして、教官については広く人材を公募しようということであつたわけでござつた結果、学部長予定者といつたしましては、東北大学の九嶋教授を東北大学から御推薦を受けまして、準備調査会におきましても適任だと認められて、今度はこの方をお主として東日本一帯の医学部を持つ大学に推薦を求めまして、準備調査会で選考いたしました。結果的には、やはり地元の関係で東北大学出身の方が五九〇程度になつておりましたが、そのほかに新潟大学、千葉大学、東京医科大学、その他相当数の大学から参加を得ることができて、教員組織の一応の予定者の構成ができたわけでありまう。

それからカリキュラムにつきましても、これも大学設置基準があるわけでございますが、医進課程、専門課程六年間を新しい臨床教育に重点を置くというふうな行き方を最大限に実現し得るよう、現在くふうを進めております。

○新井委員 じゃ、あまり時間もないようでありまうので、あとは簡単に、ちょっと飛ばしまして二つだけお聞かせいただいて終わりたいと思ひます。一つは、この前も河野委員から質問がありましてお答えがあつたようでありまうけれども、私立大学についての寄付金の問題でございます。これは今回の新聞によりまうと、合格見込みの人に寄

付を頼む、こういうような電報が来たということでありまして、断れば入学が取り消しにされてしまふ。したがうして、その父兄の方が何とか自分の子供を大学に行かすためにお金を払い込む、こういうふうなことが載つております。それも段階的に分かれておりまして、成績の悪い順に四十万、六十万、八十万といふぐあいに高くなつていく、こういうふうなことでござつたけれども、こういうことは好ましいことか好ましくないことか、まあお伺いしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 好ましいことではございませんで、なるだけそういうふうなことがないように努力をしなければならぬというふうに考えます。しかし、現実問題としまして、事実上は存在をしておるわけでございますが、それが非常に法外な額といふことになるならば、これはもうそういうことはやらせないような指導をやるべきであらう。しかし、これがある程度の額であつたならばやむを得ない、こういうふうな考え方でございます。

○新井委員 この場合は、要するにただ寄付を頼むといふのではなくて、それができなければ合格はさせない。まして点数が悪かつたら、それに対して金額が多ければ入学を許すというふうな形になつておるわけでございますけれども、こういう点について、それはちよつと一般的じゃないと思ひます。それでは、まあほかのことだつて好ましいとは思ひませんが、いま言つた具体問題について、好ましいか好ましくないかということでございます。

○村山(松)政府委員 お尋ねの件は、福岡のある私立大学の件だと思ひますが、こういうぐあいに強制的に全員から金を徴収するといふことを募集要項に書かずにやるというところは、望ましくないと思ひます。文部省といつたしましては、入学時に学生から徴収する入学金、それから最近私学では施設拡充費といつたようなものも徴収しておりますが、その金額につきましては、これが法外のものでない限り、募集要項において入学時そ

ういふものを徴収するといふことを明示して納付させる場合にはやむを得ないものと考えておりますけれども、明示せざるものを入学の条件にすることは望ましくないと思ひます。

○新井委員 じゃ、文部省はそういうふうなことを指示はしておりますけれども、そういう実態を的確につかんでおるのでしょうか。

○村山(松)政府委員 実態につきましては、たいへん遺憾なことでありまうけれども、文部省で事前につかむといふことはなかなか困難でありまして、本件のように報道機関によつて報道されて実態を知り、事柄を調べて必要な注意をするというのが実情でございます。

○新井委員 その注意をするということが前提にあるならば、やはりある程度実態というものは的確につかまなければならぬと思ひます。あくまでもこの福岡の私立大の場合は、こういうことがほかにもあるかも知れませんが、寄付行為と合格が不合格か、そういう判定のけじめというものは、やはり明確にしておかなければいけない、寄付の要するとか要らないとかは別にいたしまして、そこまでやつてしまつたのでは、試験をする必要がないと思ひます。やはりお金がある人を先から選んで入れればよいというふうなことになると思ひます。そういう一べんはつきり見解を承つておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 合格の当否まで関係するといふことは、やるべきではないといふふうに私は思ひます。

○新井委員 これに関連しまして、文部大臣もいづつもお話しなさつていますように、私学の人員費補助、そういうようなことで、行く行くは人員費の半分くらいは補助しよう、これもちよつと一つの一環の形になつていくと思ひます。そういうことがなくなつていくために、今回私大に多額の援助をするといふことでありまうけれども、やはりそういうことを目標にしていかうのかどうか。○坂田国務大臣 私といつたしましては、私学援助

たといふことですけれども、和歌山県立医大の病院でございます。これは県立でございますが、何か手術室が細菌とかちり、工場並みの非常にたいへんな場所です。手術が行なわれていたというより、なことが載っております。こういう件について、こういうことがあつてはならないのですけれども、こういうことについてのチェックといひますか、そういうものは、どのように行なわれておるのでしょうか。

「するおそれがある」ことも指摘しておる。こういうことが出ておるわけでありませうけれども、少なくとも国公立の病院、そういうところで手術した場合において、これはやはり人命にもかかわる問題でありますから、手術室等においてこういうことがあったということについて、これは大きな問題だと思っています。私の聞いておるのは、こういうことがあったけれどもどういう結果だったということを聞くのではなくて、どういうチェックのしかたをこれからするのだというのを聞いてお

まず、秋田大学医学部の点について三点、政府の御意見を聞きをいたしたいと思うが、第一は、この医学部を創設するについての予算計画、第二には、医学部の定員増に伴って必然的に必要な看護婦の養成計画とその関係、第三は、公的医療に勤務する医師の充実にどれだけの影響があるか、三点をお聞きいたします。この三つの点をしっかりと政府が見通しを持ってくれなければ、ただ思いつきの医学部の設置は、国会は賛成できない。

○村山(松)政府委員　医学部につきましては、実は戦後ずっと新規創設の経験がないわけでございますまして、したがいまして、予算措置等も具体的に明確に前例等によるお答えはしがたいわけでございますが、大学設置基準によりまして、入学定員が八十名であれば、それに相応する教員組織の講座数、それから敷地、学部並びに病院の建物、坪数などもおおむねきまつております。それによりまして、それを全部新規につくるといたしまして、概算いたしますと、大体施設費に約四十億、それから設備費等に約十億、それからできました場合の運営費約二十億というのが、一応推算されます。

○山中(吾)委員　そうすると計七十億ですね。何か私は百億と聞いておるのですが、まあ七十億と仮定いたします。一つの医学部を創設するのに、医学教育を完成するに必要なものは、すでに局長の答弁によつて七十億最低限必要なことが明らかになった。したがって、創設することの責任は、完成することであると思ふのです。政府がこれをわれわれに提案する限りにおいては、その医学部を完成する予算計画、年次計画で――防衛費なら、三次防衛計画なんといつて、本年度予算を通せばずつと義務支出になるような計画が出る。医学部を創設するときに七十億、百億という金が必要なら、国民の税金が必要ならば、それに応じて五カ年計画、十カ年計画でこれだけの予算を支出する、国が責任を持って出すべきである。そこで私は大蔵省の主計官をいま呼べと言つてゐるわけですが、創設したのに、あとは知らない、来年度の予算については出し渋るというふうなことは、月足らずの医学部ができて、ますます日本の医学行政にし寄せをするのであるから、それが明示されるべきでせう、年次計画が、いかがですか。大臣にお聞きします。

○坂田国務大臣　率直に申しまして、そこまでは行つてないと思ひます。むしろ、いま局長から御説明申し上げましたとおり、大体五年で完成をするということでございますから、そのことについて、これを創設準備費として昨年度予算をつけ、そして本年度はもう創設をするのだというところできまりました以上は、おおよそ、それぞれの国立大学のその積算基礎がばらばらにあるわけじゃなくて、はつきりきまつておるわけでございますから、そのことは大蔵省としても十分頭の中に置いて本年度踏み切つたということかと思ひます。その年次計画については、われわれのほうでこれからひとつ努力をしていかなければならないというふうに思つております。

○山中(吾)委員　もう少し論議を長くしなければ問題は重要な点に明らかにならないと思ひますから、この法案を通すまでに、政府においてこの医学部完成の予算計画、何カ年計画か、それを出さるべきである。出してくだされ。予算というものは狂つては私は認めますから。しかし、大体このめどでこの医学部を創設するのである――主計官がいまいけないから、主計官のおところで思ひましたけれども、やはりそれだけを腹だめとして、これを創設するについて、大体向こう五カ年で完成するのであるから、来年、再来年というもので、これくらいの見込みで実はこの法案を出してゐるんだ、それを出さうに委員長お取りはまた出さなければ、そういう習慣をつけなければいかぬのだ。

○村山(松)政府委員　先ほど防衛費のお話がございますましたけれども、防衛費のことはよく存じませうけれども、一般会計あるいは文部省所管の国立学校特別会計におきましては、年次計画をもつてやるべき分につきましては、初年度以外の分は大概かの見通しにとどまりまして、予算の年次計画というふうなものをつくらないのが従来の前例でございます。秋田大学の医学部につきましても、学生の入学定員八十名で医学部をつくるというところがきまると、おのずから経験的に、設置基準に照らしまして、どの程度の規模の用意が要るかというところは、大体のことはわかつておりますが、これを予算化した年次計画にしてお示しすることは、前例その他から申しまして私どもとしてできかねる課題でございますので、御了承いただきたいと思います。

○山中(吾)委員　了承できません。そういう習慣をなくすために、私は質疑をしてゐるんです。いまのように内容のたいくさんの大学ができたことが、この混乱の大きいきっかけをつくつてゐるのです。その背景は別に、きつかけを。したがって、責任を持つて秋田大学に――これはどこの大学でもそうです。医学部を創設するについては、少なくともわれわれ文教委員会に対しては、めどとして、これくらいのもので、こういう計画でこの設置法案を出してゐるんだ。それは

当然じゃないですか。できませんといつて、それは経験主義で、そんな悪い、いままでそれであつたからこのままでというふうなことであるから、文部行政は少しも進歩しない。委員長、これは出さしてくだされ。私は、そのとおり実施ができません。責任を追及することは一つもいたしません。それくらい行政的責任を持つて医学部の設置を出すべきである、これは明らかにしたいと思ふのです。委員長よろしいですか。答弁は要りません。私は委員長に要望いたします。

○坂田国務大臣　われわれが年次計画を立てますならば、それに対しては相当の責任を持つてやらなければならぬわけですが、もちろん、それでございませうから、率直に申し上げて、それはできかねるということでございます。

○山中(吾)委員　そんな無責任な答弁を私らは聞きのがすわけにいかないのです。理事会でこの問題を――百億の金が必要なんです。いまの説明で七十億と言ふが、私は百億と見ておる。その医学部の創設の法案なんですから、少なくとも文教委員会に対しては――計画という名前があまり強過ぎるなら、見込みでもいいでせう。それは理事会ではかつていただきた。

○久保田委員長代理　理事懇でやることにしましう。

○山中(吾)委員　次に移ります。秋田大学に医学部ができて、秋田地域、東北地域の医者がふえるという保障は一つもない。これは公正に試験をすれば、高等学校以下の教育水準の進んだ地域、先進地域の者がみな有利で、医学部に入つてくると、難関を突破してくるので、小中学校、高等学校の教育水準の低い未開発地域の子弟は非常に不利です。おそく入学者の出身地の統計を出せば、秋田であらうが、岩手医大であらうが、その地域の者の入学率は必ずしも多いという表は出ないと思ふのであります。重要なことは、その地域の社会における医学的な地域課題の研究でそこにおる教授、学生諸君の知能というものがその地域に大きな便益を与えるということくらいが、私

はその所在する地域に対する医科大学の機能であると思ふのです。実態はさうだと思ふのです。それで、これは局長に、所在の大学の入学者の出身地は、その地域の教育の機会均等を増大しておるかどうかがいふことを知りたいので、その医科大学の入学者のその県の出身地子弟、それでない子弟の統計を出してくだされ。これは出せるでしょう。こんなものを出さなければ、問題にならない。大蔵省に気がねする必要はないんだから。いいですね。出せるんでせう。要求しますよ。いまなければ、時間がかかるというならそれでもいい。

○村山(松)政府委員　大学の入学者につきまして、一般的に出身地別の調査を過去においてやつたことがございますが、医学部に焦点を当てたものは、私いま記憶がございませんので、よく調べまして、完全なものをお出しすることはできないかと思ひますが、何か曲がりなりにもつくりましように努力したいと思ひます。

○山中(吾)委員　岩手医大の場合などは、岩手の高等学校の卒業生は、素質は優秀であつても、教育水準が低いために、なかなか入学はむずかしい。そういう意味において、地域に特典を与えるという入学方法――裏口入学という、またその地域は貧乏で金がないのでなかなか入りにくいというので、大学のそういう医師の供給と所在地の關係の矛盾は、私たちは実態をしつかりつかないかなければならないと思ふので、その資料を出してもらいたい。

第二点、秋田大の医学部において八十名の医師がこれから卒業するということになると、その八十名の医師がどこかの公的医療機関に勤務をするか、開業医になる。それに伴う看護婦というものは当然に多く必要であるということ、医学部創設の中で当然予想されることであるから、医学部を創設する場合には、それに見合う看護婦養成計画というものを当然考えなければならぬ。これは厚生省の關係ですが、そこで文部省と厚生省に

護婦養成機関の設置計画というより、なるものは、当然お話しになったりお尋ねになって、してあるかどうか、お聞きしたいと思ふのです。

○村山(松)政府委員 現在国立大学の医学部におきましては、すべて看護婦養成の施設を持つております。秋田大学の医学部につきましても、現在全体的な細部の計画につきましても、これから創設された上で大学の人の考え方もあります関係で、まだ具体化しておりませんけれども、ほかの大学の例に徴すれば、秋田大学においても、看護婦養成を将来においては計画するものと思われま

す。なお、地域における看護婦養成につきましても、現在看護婦不足等の現況にかんがみまして、厚生省、文部省ともそれぞれ所管の養成施設の拡充につとめておりますので、その点につきましても、できるだけ需要にこたえるように努力するつもりでございます。

○山中(吉)委員 そりすると、医学部創設の計画の中に、必要な看護婦養成が入っているのですかね。

○村山(松)政府委員 医学部創設に必要な看護婦という点になりますと、直接には付属病院に勤務する看護婦が必要になります。それからまた、そこで養成された医師と協働する看護婦ということになりますと、だいたい先の問題になりますので、そのあたりのほうにつきましても、現在具体的な計画は実はないけれども、創設の際には、他の大学の例に徴すれば、秋田大学においても当然看護婦養成を考慮するであろうということを申し上げたわけでございます。大学病院ができた際に必要な看護婦というのは、この秋田大学の医学部の付属病院には、さしあたり現在秋田の県立中央病院を秋田県と協定しまして付属病院代用として活用するつもりでございますので、そこには現に相当規模の病院として看護婦も勤務しておりますので、その点につきましても、直ちに支障は起こらないと考えております。

○山中(吉)委員 秋田大学の医学部の創設が認め

られれば、秋田の医学部において看護婦養成を考

えることを期待しておりますというより、そんな答弁のしかたはないでしょう。私は、医学部創設の中に、当然必要な看護婦養成計画が含まれて、予算計上がされていくべきではないかと思ふのです。看護婦養成は、厚生省の所管であるのか。あるいは文部省が学校として認める場合は、文教政策であり、短期大学の看護婦養成であるとか、高等学校の看護科がありますね、それから単独に病院付設の看護婦養成、これは各種学校のはずですね。そういうものを含んで、この医学部の創設に必要な看護婦養成計画を同時に準備すべきである、期待するのでなくて。この点について、この法案にわれわれは賛成するために、お医者さんをつくって、ますます看護婦が少なくなつて人権問題が出ておるときでありますから、その養成計画も同時に出しになることを含んでこの審議をいたしたいと思ふので、これに必要な看護婦養成計画を出してください。よろしくござ

いますか。これは第二の提案です。

○村山(松)政府委員 先ほども申し上げましたように、大学の創設の時点には、設置者である文部省が、地元学識経験者等の協力を得て種々大まかな計画は立てますけれども、細部、また運営等につきましても、やはりできました大学の学部長以下管理組織の意向というものが発動して、それとの協力のもとにまた文部省としても計画を詰めていくという過程を経なければならぬと思ひます。そういう意味合いにおきまして、現時点では看護婦養成のことも計画しておらないわけでありま

す。これをすべて細部まで緻密な計画を立てて、文部省の思ひがままに大学を動かすということ

のことは、文部省が当然大学学長に向かって言

えるべきであります。言わないというだけの話で、言えるのじゃないですか。言いなさいよ。あたりまえじゃないですか。だから、あなたの答弁は承服できません。要求されたいでしよう。

○坂田国務大臣 今度早くこの法案を通していただきますと、医学部長もできるわけですね。ですから、教授会等も開かれる。そしてその人たちの意見というものはやはり十分踏まえた上で、われわれはやつていかなければならぬ。それこそがやはり大学自治を尊重することだし、そうしていまおっしゃったことも、われわれのほうではそういうことを期待しておりますというところがある、あるいはお気にさわつたかも知れませんが、われわれは当然そういうことをやらなければならぬ。これは思つておるわけなんです。それにはものに

は順序があるというのを申し上げておるわけでございます。やはり問題は、理想論と現実論といふものをわれわれはよく踏まえて進んでいかなければならぬのじゃないか。したがって、山中さんの御提案は十分私は尊重いたしまして、その方向で進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○山中(吉)委員 看護婦養成というのは医学部の

か。だから、いま局長が、それはいままでの習慣

で——昔の習慣は永遠に習慣として残さなければならぬような答弁をするから、承認できないと言つておるのです。私の言つておるのあたりまえじゃないですか。そうではないですか。ぼくはあたりまえだと思ふ。最も常識的な、そしてよい大学ができる出発点を与えるための当然のことだと思ふ。そしていま看護婦問題が、いつも医科大学ができて看護婦がだんだん少なくなつてくるという状況ですから、それくらいの指導はされていい。そういう指導はすると言われたって、一向差しつかえない。いかがですか。

○坂田国務大臣 私は、私が申し上げましたことが常識であつて、やはり医学部長なりなんなりでございまして、そしてその人たちがわれわれが懇談をする、あるいは指導、助言をするというように形においていろいろものが設けられていくということとで一向差しつかえないのじゃないかといふように考えておる次第であります。かといつて、そういうものは絶対にいけないのだ、関係はないのだといふのじゃないので、われわれとしては山中さんのおっしゃるようなことも十分考えておるわけ

です。そのところは、現実処理としてやはりお考えをいただきたいといふふうに思ひます。おっしゃること、よくわかつておるわけです。

○山中(吉)委員 よくわかつておる。——だから、少なくともこの法案が成立した際には、看護婦養成所について万全の措置をとるよう責任を持つて助言をすると言へば、またそれでいいと思ひます。

らつくつても、大都市の開業医がふえるだけであつて、公的医療機関に勤務する医師が少しも増員にならないということでは、国費をもつての新しい医学部の創設については、非常に無責任、とは言われないですけれども、有効な税金の使い方にはならない。したがって、秋田の医学部を創設する一つの理由の中には、公的医療機関の多い、僻地の多い東北地域を想定して、また政府においてこれを創設することに協力する体制をとつたと思ふのですから、その意味において——医者のない診療所は、岩手の場合にはたくさんあるわけですが、そういうものについての大学医学部の創設との関係は、どういふふうに見ておられるのか。特に岩手の場合を考えると、民間の費用で経営しておる私立医大の者がいなかの公的医療機関の勤務の医師となり、国立の医学部の卒業生はほとんど行かない、大都市で勤務をするという傾向が現在遺憾ながらあるわけですから、これもこの法案に関連をして見通しをお聞きしておきたい。

○村山(松)政府委員 秋田大学の医学部創設によつて、そこで教育された卒業生が秋田県内の公的医療機関にどう分布していくであろうかという数字的な連絡を持つ見通しは持ち合わせておりませんが、私どもとしては、これはそういう方面にも役立ち得るものと考えております。と申しますのは、医学部なり歯学部を創設する場合、場所によつては地元の医師会などと摩擦を起す場合もございますが、秋田県の場合は、県当局はもちろん、地元医師会におかれましては、医学部ができることは秋田県内の医師を確保する意味合いにおいても有効であるから推進してほしいという意味の申し出をされております。そういうことからいたしまして、秋田県においては、医学部が創設されれば、秋田県内における県の指導行政あるいは厚生省の医療行政と相まちまして、公的医療機関の医師確保にも役立ち得るものと考えております。

○山中(吾)委員 抽象論としての見通しなので不足ですが、こういう医学部ができた場合

の追跡調査ですか、そういうものをしてもらつて、この機会です。新しい医学部ができたあと、その地域にどれだけ医師の供給が行なわれてきておるかということ、いま資料がないだろうと思うので、局長、調査をしてください。そして一定の期間に報告してほしいと思う。この法案には関係ないですが、法案に関係なくともよろしい。

○村山(松)政府委員 実は戦後医学部の創設というのをごいしませんものから、医学部ができたと地域との関係の充足との関係というところは、新しい資料を求めることはどういふ困難でございますが、既設の医学部と地元の医師との関係を見ますと、現在人口十万人当たりの医師が、一番多いのが京都府でございます。一番少ないのが埼玉県で、下のほうには埼玉、茨城、秋田、山形、宮崎、岩手、栃木、静岡、山梨というぐあいに、医学部のない県がずらりと並んでおります。医学部のある県は、医師の多いほうの上位に並んでおります。そういうことから、抽象的一般論としては、地元医学部があれば、地元の医師の歩どまりは医学部のないところと比べては多くなるということとは言えようかと思ひます。具体的な数字につきましては、なかなか求めにくいと思ひます。

○山中(吾)委員 まあそれはいいです。京都府を持つてきたって、ちょっと意味はないと思うのです。次に、大学院の創設についてですが、この計画を見ますと、五大学院に大学院創設という説明がありますね、皆さんの報告によりますと、これは皆さんからもらったのですけれども、大学院研究科の設置五大学、五つ出ていますね、ほくは見たところわからないのですが、一つは佐賀ですね。そうすると、あとの四大学はどうなりますか。

○村山(松)政府委員 現在大学院の設置は、大学院が全然ない場合に新たに置く場合は法律事項になつておりまして、ある大学ですてに大学院ができておる場合、別種の研究科を増設するというような場合は、政令で措置しております。今回五大学に研究科が増設されるわけでございますが、全く新規にできますのは佐賀大学だけでございまして、佐賀大学につきましてはこの設置法改正の措置をとり、他の四件は政令改正で措置をいたしております。

○山中(吾)委員 非常に矛盾を感じるのですが、なごういふ法理論が知らないけれども、また次の機会にいろいろと深めて聞きたいと思ひますが、ちょっと矛盾を感じますね。大体こういう設備が充実すると大学院はあとへ逐次つくつていくが、一体各府県所在地の国立大学の終着駅はどこに考へているか。全部大学院にしてもいいというのか。そのつもりで設備の条件さえ合えば大学院を設けていく、いわゆる大学院大学にするのか。この調子なら全部になりますね。したがって、中教審との関係も含んで、時間をかけてこの大学院の問題について論議しなければならぬものがたくさんあるのではないかと。あとでさあというときには矛盾だらけになってしまうのではないかと。心配が私はしているのですが、いわゆる大学院計画というものは、認可をすつとしておると思うのです。したがって、一体終着駅というものはどうなるか。矛盾はないか。

○村山(松)政府委員 大学の整備というより複雑多岐な問題につきまして、終着目標というものはなかなか立てがたいわけでありまして、大学院につきましては、旧制の大学、高等学校、専門学校を、それぞれ同一府県にあるものはなるべくまとめて一大学に編成したわけでございます。そこで、大学院につきましては、大学院というものは、きつめて高度な研究者の養成あるいは世界的水準にわたるわが国の学問水準の維持向上というふうな観点から、きつめて厳選すべきだという考え方に立ちまして、旧制大学を基礎にした学部以外には新たに大学院は置かないという方針をとりまして、数年経過いたしました。ところが昭和三十年年代の

後半に至りまして、旧制の専門学校の多い高等専門学校を基盤とした国立大学につきましては、漸次教員組織、施設設備が充実してまいりました。それからまた一方、社会的な要請の面からいたしましても、主として理工系の分野では、学部レベルだけでは、研究者とまでいかなくても、職業人としても必ずしも十分でない。職業教育の観点からしても、修士課程程度の大学院はもと増設すべきであるというふうな意見が出てまいりました。また、当時大学制度の改善問題を論議しました中央教育審議会におきましては、博士課程の大学院は依然として高度の学問研究という観点を中心として厳選すべきであるが、修士課程程度の大学院については、学部だけではなしに、もっと勉強したい、あるいは職業教育としてももう少し高度のものをほしいという要請にこたへるべきだという議論が起つてまいりました。そういう傾向を受けまして、文部省としては昭和三十一年以来、戦後新たに創設した学部につきましても、修士課程までの大学院は、学部の充実と社会的要請などをにらみ合わせて、漸次設置してまいつたわけでありまして、そこで理学、工学、薬学、農学といったような分野につきましては、これは充実に置きたいと考えております。人文社会系系統につきましては、理工系ほどのそういう要請に乏しいので、これらにつきましては、一部経済学でありまして、これらには教員養成とかにつきまして、何とかあるいは教員養成とかにつきまして、何とか申ししますか、これはちよつと悪うございまして、試験的に修士課程までの大学院を置いたのはございまして、これは必ずしも漸次全部に及ぼすという考え方は持つておりません。また博士課程につきましては、現段階ではなお厳選してまいりたい、新たにつくることは控えてまいりたい、こういうぐあいに考えております。

○山中(吾)委員 非常に複雑な御答弁なのでちよつと整理しにくいのですが、大体各大学の学問水準を修士課程に持つていくのだ、現在の大学は修士大学という構想を予定しているというな

ら、矛盾は始末できませんね。ただ文学部と何だかはやらないということになると、そのところはまた矛盾が出ると思うのだが、その辺はもう少し、一応の終着駅というものについてはある程度めどを持って——毎年逐次出されるのであるから、その点だけは大体めどを持っていないければならない。だから、大体修士課程程度の大学院を終着として考えている。そうですか。これは大臣にお聞きしておきます。——局長はいいんですよ。これは事務的に聞くんではなくて、その辺は大臣の答弁が必要だ。

○坂田国務大臣 一応中央教育審議会では一種から六種まで考えておられるわけですが、これは私の個人的な考え方とむしろ断つたほうがいいかもしれないけれども、やはり世界の学問水準を維持し、むしろ発展し、あるいは総合性を与えるという意味における基礎的な研究機関として、大学院を中心とした場合の大学というものは、私は博士課程を主体とした大学というふうに考えておりますし、これに対しては相当の研究教育投資をやるべきであると思っております。それから一般的な高等職業教育というものは、単にいままでの学部だけではやはり研究の面が若干不足するのではなからうかという意味において、修士課程までは、一般的な高等職業教育の大学に種類分けをしました場合においても必要である。ということについては、教育と研究というものは、その濃淡の差はあれ、不可欠のものであるという基本的な考え方を私は私は持っております。

○山中(三)委員 大体そういう考えならば、あとへあとへ大学院修士課程を設置しても始末はつくと思うので、一応わかりました。

そこで、これで終わりますが、事務局に資料だけ出してほしいのです。現在博士コースが何名か、それから修士コースの定員と実員が何名か、その内訳の国立が何名、私立が何名か、これはあると思いますから、これを資料で提出してください。

終わります。

午後零時四十分休憩

午後一時五十分開議

○八木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案について、質疑を続行いたします。山原健二郎君。

○山原委員 私は、提案されております国立学校設置法の一部を改正する法律案について、特に秋田大学に医学部を設置する問題を中心にして、大臣おられませんが、関係者、政務次官に対して若干の質問を申し上げたいと思っております。

医学部の設置ですが、これは戦後初めてと聞いているわけですが、したがって、今回秋田大学への設置は将来への一つの指標、また試金石ともなりかねないと思っておりますので、私の持つております疑問あるいは疑念を説明しておきたいという意味で質問をするわけですが、特に私は地方議会に長くおりました関係から、地方財政を圧迫させないという点について、第二点は医療行政を医学部設置によって後退させないという点、さらに付属病院におきますところの医師、看護婦その他従業員の皆さん、これについてしわ寄せを起させないという、ほぼ三つの点から質問したい、こういうふうに考えております。

まず第一番に、先日の河野委員であったと思いますが質問に対して、学部設置の要求は二十二年で三十七学部の要求があったということ、局長のほうから答弁されたと思うのです。この点について、相当数の大学や各県から学部設置の要請があるわけですが、特に医学部の問題について要請なりあるいは陳情なりありましたところの大学または県の名前をここで披露していただきたいのです。

○村山(松)政府委員 医学部につきましては具体的に御要求がございましたのは秋田大学でございますが、それ以外にも、大学なりあるいは地元の方から、希望として、できれば将来医学部設置のことを考えてほしいというような意向表明のあったものは、若干ございます。正確に記憶してありませんが、たとえば静岡県でありますとか、大分県、愛媛県でありますとか、それから富山県、こういうところにつきましては、それぞれ濃淡の差はございますけれども、将来医学部をできればつくりたいというような意向の表明が、何らかの形でなされたように記憶しております。

○山原委員 私が文部省のほうで調べましたところ、具体的に出ておるのが秋田県、愛媛県であった。そうして陳情あるいは県からの要請としてあったのが、北海道では医科大学を別につくってほしい。それから県では山形県、静岡県、富山県、愛媛県、高知県、こういうふうな昨日お聞きしたわけですが、これは間違いないですか。

○村山(松)政府委員 ただいま申し上げたほか、何らかの形で希望表明がございましたものが、北海道、それから山形、高知があるようにございます。それから三重県につきましては、新設でございますが、現に県立大学で医学部がございまして、これを将来国立にしてほしいという御希望があったようにも聞いています。

○山原委員 そのような要請の中で特に今回秋田大学に設置するに至った理由であります。これにつきましては再三質問も出ておりますので再質問のようになりまして、先日の政務次官の御答弁によりまして、要求の度合いによるというお話があったわけですが、それからさらに大臣のほうからは、秋田県の医師数対人口比で最低であるということ、また四十四年度の中で準備費が組まれておったということ、また知事をはじめとする要請も強かった、こういうことが川村委員に対する答弁の中で出てきたわけですが、私はこれは少し納得しがたい面がありますので、なおこの上に加えて説明することがあれば、もう少し明確にしたいと思っておりますが、大体そういうことですか。

○村山(松)政府委員 ほぼ御指摘になりましたような理由で秋田大学の医学部の設置に踏み切ったわけですが、具体的に直接の動機を申し上げれば、すでに前年に人件費、入学試験経費まで含めた準備費がついておるといことは、準備費は当然設備すべき筋台のものと考えまして、四十五年度について事務的には予算を計上し、法案を提出したわけでありました。

○山原委員 要するに、地元の県における熱意というものが秋田大学に医学部を設置する要因になっておるといふふうに理解するわけですが、そうしますと、その熱意の表明とは一体何かということになりますと、結局いまお話にありましたように、人件費とか、準備費、あるいは入学試験の費用とか、そういういわゆる財政面、たとえば物とか敷地であるとかというものにおける措置が県でなされておるために、こゝへ設置をするのだというところが強く出ておるようには思いますが、その点、そういうふうな理解してよろしいですか。

○村山(松)政府委員 人件費あるいは入学試験経費等は、国費の予算でもって用意をいたしております。県が用意されておりますのは、さしあたり県立中央病院を使うわけですが、将来は新しく敷地を求めて病院をつくる考えでありますので、そのための敷地の用意について県が協力されておるわけでありまして。

○山原委員 そこで一つは、先日も問題になりました敷地の問題ですが、秋田県議会における小畑知事の答弁によりまして、敷地は適当な箇所を文部省とも協議をしてきめられたならば、整地をいたし、提供したい、こういうふうに申しておるのではありませんか。これは地財法との関係は一体どうなるのか。知事の考え方はそのような状態です。で、文部省はそういうふうに理解しておるのですか。

○村山(松)政府委員 秋田県が考えておられます病院敷地につきましては、準備調査会におきましても調べまして、病院敷地として適当であろうと判断をいたしております。その用意された敷地の

取得方法につきましては、前回の委員会でも御説明申し上げましたように、県側と文部省とでさらに協議をして、具体的に話を詰めることとしたしております。

○山原委員 さらに知事は、地財法との関係も承知しておりますので、当面は県において敷地を取得いたすのでありますが、将来におきましては適当な国の財産との交換方式でまいりたいというところを答弁しております。これはいわゆる十六万平米、五億円という金額のものでありますけれども、このように知事は言っておられるわけですが、国の財産との交換方式というものをとるのかという点ですね。その点はどうなっているのですか。

○村山(松)政府委員 国立学校施設を整備する場合、県に事実上立てかえ整備を願って国が取得する場合の一つの方法として、既存の国有財産との交換というやり方がございます。そういうことも含めまして、将来どういう方法で取得するか、さらにはよく県と話し合うつもりになっております。

○山原委員 それでは、この敷地の問題については結局話し合いということですが、県側としては国の保証を求めていると私は思うのです。この敷地五億円、十六万平米については、取得はするのだけれども、それに対する保証は国のほうで行なっていたのだというのを申しておるの、昨年二月の県議会での答弁なんですよ。そうすると、二月からすでに一年一カ月というものが経過しておるわけですが、その間何ら話し合いが進展をしていないというのが現状なのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 秋田大学医学部創設に関する諸般の準備というのは、医学部が現実に設置されるまではあくまでも事前の準備でございますので、その間具体的にどれをどうするといふ話は、まだ詰まつておりません。設置された際には、さらにだんだんと具体的に話を進めてまいります。

○山原委員 この敷地問題、これは確かに交換方式というのがあることはいま言われたわけですが、

けれども、この点について、少なくとも県側においてはかなりの不安を持つておるのじゃないかと私は思うのです。しかも一年一カ月経過してなおかつその方針すら決定していないといふことになりまして、医学部はできたが、一体これからこの出費に対してどう保証されるのかということですが、やはり県内においては大きな問題になると思ふのです。その点大体いつごろの方針が決定されるのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 話し合いでありますし、またかなりむずかしい問題でもございますので、いつと明確な時点を私として現段階で申し上げる基礎がないわけではあります。大学の設置は、医学部でありますれば大体五カ年計画でありますし、それから現在、医学部の場合、二年間の医学進学課程は秋田大学の現在の校舎でやる考えでございますので、医学進学課程が終わって専門の課程に入るころまでには話を詰めることが望ましいわけ、そういう目標で努力いたしたいと思ひます。

○山原委員 敷地の問題につきましては、あとでもう少し総括的に申し上げたいと思ふのです。二番目に医学部建設の問題、これは秋田県知事小畑さんの議会における答弁によりますと、財団法人をつくつて、その財団法人は寄付金と県の拠出金でまかなつていく、そうして建設ができ上がったならば、これをまたしかるべき国の財産と交換方式で処置したい、こういう答弁をいたしておられます。そして、それにつきまして文部省としかるべき機会に御協議を申し上げたいというのが、答弁なんですね。金額につきましても非常に大きなものでありますから、これについても、ただいま敷地の問題で御答弁になつたような状態なのかどうか、いささか話し合いが進んでおるのかどうか、その点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 秋田大学医学部につきましても、敷地のほかに、医学部の基礎の校舎につきましても、急を要する関係もございまして、一部秋田県において立てかえて建設を進められるという

申し出がございまして、そういうことで了承いたしております。この校舎の取得方法につきましては、敷地と同様、交換方式も含めまして、いついかなる方法でやるかにつきましては、設置後すみやかに話し合いを進める予定にいたしております。

○山原委員 いまの答弁で交換方式というのが出ておるわけですが、やはり交換方式というのを文部省は考えておるわけですか。

○村山(松)政府委員 交換方式も、取得方法の一つとして考えの中に入れております。

山原委員 それではもう一つ、県立病院の問題ですが、やはり昨年二月の県議会における小畑知事の答弁によりますと、県立病院はしばらくの間、付属病院として使われる、付属病院として県から移管したい、こういうことを述べておるのです。この県立病院の移管問題ですが、小畑知事は、要するにこの秋田大学医学部の設置については、移管と交換方式というのを一貫して考えておるというふうには私は読み取つたわけですが、ところが、いま大学局長の答弁によりますと、当面付属病院として使つて、あとでは新たに敷地を求めて付属病院を別個につくるのだというふうなお話でした。これは知事のお話とかなり食い違つておると思ひます。知事は、現在付属病院をしばらく維持してこれを移管したいという考えですが、その辺はどうなつておるのですか。

○村山(松)政府委員 医学部をつくります際には、付属病院が必須の条件になっております。ただ、付属病院のように大きなものを学部創設時に直ちにつくるということは、実際問題として困難でございますので、これも前回の委員会でも御説明申し上げましたように、大学設置基準そのものの修正が行なわれまして、さしたあたりは実際に教育、研究に活用し得る病院を何らかの契約その他によつて使い得る状態にすればよろしいということでございますので、秋田大学の場合、国と秋田県におきまして、県立中央病院を秋田大学付属病院に一時代用する、それからでき得れば移管を

受ける、そしてしばらく使う、こういう話し合いをいたしております。

○山原委員 そうしますと、県立病院については、当面付属病院として使い、そのあとで移管を受け、その次に今度は新しく付属病院をつくる、こういう考えですか。

○村山(松)政府委員 付属病院といたしましては、さしたあたりは御説明申したとおりでございます。最終的にはもっと最新式の整備された病院をつくりたいという希望を持っておりまして、具体的な話し合いにつきましては、設置後すみやかに県側といたしたいと思つております。

○山原委員 いまのお話でもう一回確認をしておきたいのですが、県立病院は付属病院として使ひ、そしてその次には移管をする、そしてその次には新しくつばな付属病院をつくる。そうすると、その移管の時期というのはいつになるわけですか。これは五年の間というふうな形に考えておるわけですか。

○村山(松)政府委員 県の御希望としては、そういう話であるから、県立病院の移管もなるべく早くしてほしいという御希望の表明がございました。ただ、病院の移管を受けるにはかなり大きな予算措置が伴ひまして、これは予算の問題としてその時点で結論を出さなければなりませんので、いつにするというお約束はいたしておりませんが、県側が早急にとりかへておられますので、文部省としてもなるべく早く案を立てまして、予算を要求いたしたいと思つております。

○山原委員 この問題では、移管をすることは是非は別といたしまして、国のほうでなるべく移管を引き延ばして、その間付属病院に借用した形でやつていくといふことで、これについても秋田県においてはかなりの不満があるといふことを聞いておりますので、そのことを申し上げておきたいと思ひます。

以上、敷地にいたしまして約五億円、医療機械七億円、基礎校舎として九億五千万ないし十億円といわれているわけですが、合計しまして二十二

億という多額にのぼるものの移管と交換の問題でありますから、これは国として当然保証しなければならぬ問題だと思ふのですが、これについて、文部省として自治省との間に何らかの話し合いをしておられるのかという点と、その保証についての見通しを持っておられるのかという点ですね。これはできれば文部大臣にお伺いしておきたいのです。

○村山(松)政府委員 地方公共団体でありますので、一部の問題につきましては自治省が関与する部分もあるかと思ひますけれども、現段階では文部省と秋田県との間でいろいろな場合を想定しまして話し合いをいたしておる段階でありまして、自治省との折衝はいたしておりません。将来の課題といたしましては、なかなかむずかしい問題ではございますけれども、もちろん法律に違反するような措置をとることなく、何とか秋田大学の医学部が最も効率的に整備されるように話し合いをつけ、その措置をとりたい。かように考えております。

○山原委員 私の要求しておるのも、秋田大学の医学部が非常に正常な、りっぱな姿で発展をするということ、これを期待すると同時に、地方財政に対して負担をかけないということを肝に銘じて考えておいていただきたいという意味で私は申し上げておるわけです。自治省のほうで聞きますと、実はこのようないことは前例がないというふうな話しておる人もおるわけでございます。しかも戦後初めて医学部を設置するという重大な試金石でございますから、そういう意味ではかなり腰を据えた態度をとらなければならぬということをお願いしておきます。

そこで、先ほど質問をいたしましたように、いま各県から医学部設置の要請があるわけです。私の県などもそうですが、その実態を文部大臣にちょっと聞いていただきまして、その中から切実に——医学部の設置要請は、もちろん私の県だけでなくして他の府県からも出ておるわけです。しかし、ためらっておる。それはやはり率直に申し

まして、地方財政の負担の問題があるわけですね。だから、秋田大学に医学部をつくるということについて、非常に大きな関心を各県が持つておるといふことなんです。たとえば私の県におきましては、現在医師不足というのが非常に切実な問題になっておりまして、一例をあげますと、最近では、過疎現象の中で医師が山間部には来ないという状態なんです。だから、相当数の年寄りが、隣近所の方々に迷惑をかけるということ、高血圧その他の病気にかかりました場合には自殺をする件数がふえているわけです。たとえば、高知県香美郡別荘というところでありまして、これは厚生省に聞いてもらわなければならぬ話ですが、ここへ行きますと、もう異口同音に皆さんが言いますことは、医師がほしいということなんです。しかも、死亡者が出ましても、死体を運んで検死を受けることができない。戸板でかついで運ぶ若い人がいない。こういう状態の中で、県に対してヘリコプターを購入してもらいたい。急病人が出たときには、ヘリコプターで医者を選んでもらいたいというふうな、これは全く奇想天外な話でありますけれども、こういう切実な状態が起こっているわけです。そこで、県は医師不足をどう解消するかということで、医師養成機関、いわゆる学校の問題が出てくるわけです。たとえば、現在では各大学の医学部に対して、たとえば四国であれば徳島大、岡山大、長崎大というところ、県の厚生労働部長が平身低頭して医者をもらうための努力をしなければならぬという、全くたいへんな状態が生まれているわけです。私、昨日いなかから来まして新聞を読みますと、たとえば県立宿毛病院というのがありますけれども、ここでは医師が四名で、四名全員が引き揚げるという問題が起こっているわけです。これに対してどう対処するかというふうな問題もありますし、また県立病院の実態を見ましても、たとえば必要医師数というのが百八十八名に對しまして、現在実際に確保されている医師は百四十六名、不足医師の数が四十二名というふうな状態

で、県立病院でも眼科とかそういういたものがいという、こういう状態が出ておるわけです。そこで、どうして医師を確保するかという問題で頭をひねった結果、たとえば高知県から出ておりますところの、高知県の高等学校を卒業して全国の医学部へ入学しておる生徒を調べて、その生徒に対して貸し付け金を行なうわけです。これはいま私は条例を持ってきておりますけれども、月二万円、円の修学資金というのを渡していく。渡しますと、それに対して義務を生じさせます。そしてそれをもらつた者はある年限の間県の保健所ですとめる、こういう約束をさせる。しかし、これとても、その借りた金を卒業して払つてしまえば、何も確保する保証はないわけです。そういう状態の中で、何とか医師を確保しなければならぬというのが、現在の地方自治体の実態なんです。だから、そういう中で医学部を設置してもらいたい、こういう要求というのは、たいへん強いわけですね。ところが、さて文部省に対して医学部設置を要請しようとする、お金の問題になつてくる。そこで皆さんが思い出すのは、例の国立高専をつくるときの苦しみなんです。国立高専だから国が出してくれるかと思つておりました、あにはからんや、そうではなくして、たとえば私の県の一例で恐縮でございますけれども、国立高専誘致のための県の負担が二億五千二百二十万円、この内訳は期成同盟会で千九百九十二万円、建設費といつたしまして一億八千六百六十万円という金を国立高専の建設のために支出をしておる。これは大学局長に当たるかどうかわかりませんが、これは大学局長の県の出し金といふのは、一体どうなつておるのかということなんです。おわかりでしたら、御答弁をお願いしておきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 高知の工業高等専門学校の事例は、私詳細に存じませんが、たしかあれば、設立のときは私立でできたやに承知いたしておりますので、かりに設立当初の負担があるとするれば、それは県対国ではなくて、県とその学校法人ということではなかつたかと思ひます。しか

し、一般的に申しまして、国立の工業高等専門学校を創設する際に、工業高等専門学校をつくるにはまずもって敷地が要るわけでありまして、敷地の取得というのは、これは出先機関などを持つておらない文部省といたしましては、きわめて困難なことではございまして、地元公共団体の協力を願つてやつてまいつておるわけではございまして、それが、地方公共団体との間の地方財政法等の問題もございまして、近在の国有財産との交換で処理をするという方式をきまして、以後それによつて処理をいたしております。しかし、そういう意味合いにおきまして、何らかの意味で地元の御協力を願うということは、国立学校をつくる際に、その基盤をつくる意味合いにおきまして若干はやむを得ないことだと思ひますが、それが法律違反のようなことにはならないように十分戒めてまいりたいと思つております。

○山原委員 若干の地元における援助といふことが、そういうものを期待するわけでありまして、けれども、文部省の考え方が、こういう気持ちにおいて今日まで来たのではないかと、こういう心配があるわけですね。たとえば国立高専をつくるというなら、それだけの財政措置を講じてつくるというところ、そのためには、何しろ教育の問題ですから、各県の援助、それを各県の圧力といふますか、そういう運動、教育を起こしていく運動、それを背景にしてその予算を獲得していくという態度でなくして、初めから地元の負担というものを意識した上でやつていくという考え方が、文部省の中に一貫してあるのではないか。前日も川村さんが指摘をしておりましたけれども、そういうことが、今度の秋田大学の医学部の設置の問題でも、ほとんど地元負担の問題についてこれを解決しようとする努力が、私はどのようになされてきたかわかりませんが、まだ話し合い中だということですから、期間が延びていくという感じを持つておるわけです。だから、私がわざわざ秋田

県の小畑知事の昨年二月の当初県議会における答

○山原委員 一例だけあげますと、たとえば教育研究機関としての付属病院の場合は、生活保護を受けておる患者あるいは医療保護を受けておる患者を診察し治療することはできないというふうに私は聞いておるわけでありますけれども、その点はどうですか。

○村山(松)政府委員　現在、種々の社会保険関係、その関係の患者の診療は、それを引き受ける病院との間で指定とか契約とか、そういう関係を結んでやることになっております。大学病院につきまして、社会保険あるいは生活保護等をやってはならないということは決してございませんけれども、現実の課題としてはこれを引き受けていない大学病院もあるやに聞いております。まあそういう点の問題であらうかと思いますが、秋田県の場合、そういう必要があるといたしますれば、そういう細部につきましても設置後地元と十分話し合いをして解決をはかるべき問題だと思ひます。

○山原委員 この問題は、だから私が申し上げたのですが、県立病院の場合は、生活保護患者あるいは医療保護を受けておる患者も安心して行けるわけなんです。ところが、実際には付属病院の場合は、それを引き受けていないという例もあるわけで、法律上の観点は私はよくわかりませんけれども、それはお聞きしたいわけですから、そういう問題が起こってくるわけです。だから、

付属病院になるといふことは、決して——決して——とまでは言わないが、秋田県民にとつてはたしてそういう面でのほんとうに——県立病院といふのはかけ込み病院ですからね、一番困つたときに県がつくつてゐる病院に対してかけ込んでいくという庶民の感覚があるわけでしょう。それが大学付属病院、教育研究機関としてがちつとかまえた場合に、そこへはたとえば一番貧しい下積みの層がかけておくことができない。しかも特別な措置をとらなければ行けない、またいろいろなそういう手続上のややこしいことが起こつてくるということになりましたならば、これは県立病院を付属病院に代用するといふことは、県民にとつて必ずしもプラスじゃないんじゃないかという論理がわいてくるのは当然のことなんです。だから、その点について、かりにこの法案が通つたとしました場合に、はつきりとして庶民がかけ込んでいける県立病院のほんとうに窺われない中身を持つた病院として存続をさせていく側面というものを持たなければならぬんじゃないかと思うのです。文部省もおそらく初めての経験でございましょうから、その辺の秋田県民に対するサービス機関としての部門を明確にしておく必要があると思うのですが、これは大学教育研究との関連である程度の制約を受けるかもしれないけれども、その辺のことぐらひは、この法案を出すにあつて大学局長としてはやはり研究をしていただいて、ここではつきりした答弁のできるような態勢をとつていただきたかつたとは私は思うのでありますが、この点について大臣の見解をお聞きしておきたいのです。

○坂田国務大臣　いま御指摘になりましたのは非常に大事なことで、これからの地方大学を拡充整備していく場合において念頭に置かなければならないことだと思ひます。従来、ともしますと、国立大学というものは学問研究の場であつて、地域社会とは別個のものであつてしかるべきであるといふような考え方があつたように思ひわけでございますが、そうではなくて、今日の国立大学とい

うものは、やはりその研究の成果が直接一般社会はもちろんのこと、その地域社会にも還元をされる、あるいは地域社会の要請にもある程度こたえていくということがなければならぬ。その地域社会の要請にこたえるということと同時に、学問研究を進めていくという大学の本来の使命、こういうものをどう調和していくかということが、私が申しております国民のために開かれた大学の姿なんだ、こういうふうに私は考えるわけでございまして、そういう理念から申しますならば、いまお説のように、たとえばほかにいろいろ県立病院もあればあるいはほかの庁の機関の病院もあるというところはまた別な国立大学の病院のあり方もございましょうが、いまわれわれが課題としております秋田のような場合において、県立の病院がなくなつて、そうして付属病院だけしかないというような、こういう病院につきましては、その辺のところを十分くみ取つて、そうして一般の庶民の方々の要請にもこたえるように、適切にあるいは柔軟に対処しなければならぬというふうに私は考える次第でございます。

○山原委員 いまの答弁の趣旨はよくわかりますが、この問題などは気持ちだけではもちろん解決できないわけで、制度上あるいはそういう措置がとられなければならないわけですから、そういう点は十分配慮すべき問題だと思います。

時間も十分ありませんから、あと続けて二、三質問をしておきたいのですが、それと関連をしまして、たとえば現在秋田県立病院にはベッド数は九百あるわけですね。今度付属病院に代用されました場合には、ベッド数が六百ですか、七百です

か、七百以上となっておりますが、数字がよくわかりませんので、これもちよつとお答えいたしたいのですけれども、たとえば九百のベッドが七百、あるいは六百というふうに減ることも、これは県民の医療行政からいえばマイナスではないかという感じがするわけですが、その点どうですか。

○村山（松）政府委員　秋田県立の中央病院の現況

につきまして、県側の御連絡では、現在病床数八百程度と聞いております。計画しております病床数は約七百程度でございますので、約百床の差がございます。ただ、現在の県立病院では、八百のうちが精神病のベッドが百をこしておりまして、これが大学病院としてその分だけが著しく多いものですから、標準規模に引き直しますと七百ということに相なるわけであります、その差額は確かに収容力という点からすれば端的にマイナスになるわけでございますが、総合的な医療サービスという面からすれば、先ほど来御説明申し上げておるように、大学病院なるがゆえのプラスの面もあるわけでありますし、またそれが一そう多くなるように努力してまいりたいと思っております。

○山原委員　そうすると、精神病床というものを付属病院にすることによつて減らすという考え方ですか。

○村山(松)政府委員　ただいま申し上げました七百床程度というのは、文部省自体の腹づもりでありまして、現実には予算折衝によつてきまるわけでありまして、またその内訳につきましても、当事者あるいは大蔵省との予算の折衝などによつてきまります。したがひまして、端的に精神病床を減らすようなことになるのか、あるいは話し合いによつては若干ベッドが上回るのか、その辺につきましては、現在の腹づもりが必ずしも最終的なものではございませんし、今後の折衝によつてできるだけ摩擦、支障のないように措置したいと思つております。

○山原委員 何となくたよりない気持ちでお聞きしておるわけですが、結局、付属病院になることによつて県立病院から体質がかなり変化するということを考えられるわけですね。たとえば精神病の場合は、これは一般の開業医の場合に、精神病を非常に求めているわけですね。特に精神科科を公立としてつくることに一番抵抗のあるのは、この問題です。だから、精神病は開業医がやれば一番もうかるわけです、相手は判断力のない人々です。最近新聞にも出ましたように、たいへん

な待遇、虐待、そして食糧費のピンはね、こういうことが精神病院において至るところで行なわれているという状態の中で、少なくとも精神病院だけは公立でやらなければならないというのは一般の常識なんですよ。それを減していくというふうなことになると思います、私はたいへんな問題だと思ふのです。そういう点では、いま局長のお話を聞きました、今度の付属病院に県立病院が代用として使われる場合の病院の性格、内容というものは、非常にはかき感でしか聞くことができない。もう少しはつきりした態度をとって、県立病院の体質が変化しない、先ほど申しましたように、県民に対するサービス機関としての重要な役割りを果たしていかけるという、この姿勢をとっていただかないと、たとえば今後の大蔵省との関係におきましても、ベッド数は減るのだ、精神科はなくなるのだ、あるいは結核病棟は少なくするのだ、こういうことになってくると、たいへんな問題だと思ふのです、この点については、十分関心を持っていただいて処置をしていただくように、私としては要請をしておきたいと思ふのです。

次に、この移管にあたりました、お医者さん、職員の方々の中にいろいろ不安が起ころうというところを聞くわけです。たとえば、私の数字が正確でないかもしれないが、精神科のお医者さん、現在四名おられるわけですが、三名がおやめになりたい、こう言っているのだそうです。心臓外科二名のお医者さんがやめたい、脳外科二名の方がやめたい、こういうお話を聞くわけですが、この現在おられる県立病院の職員、看護婦の移管にあつたの取り扱いはどうなつておられるのかという問題と、いま私が申しました精神科の中に、はつきり出てきているわけでしょう、精神科のお医者さんが四名のうち三名までやめるというところ、これはいままでの県立病院から付属病院に移行することによって、この病院の性格が全く一変しようとしておられることを示していると思ふのです。しかも脳外科はどうですか。心

臓外科はどうですか。脳外科は、現在交通事故の中で一番重大な部門になっているわけですね。しかも県民が交通事故を起こした場合には、県立病院にかけ込んでいく、そしてそこで脳外科のお医者さんの手当てを受ける。その脳外科という一番大事な交通事故が統括している状態の中で、一番大事なお医者さんが、付属病院になることによっておやめになりたいというところを聞きますと、私は病院そのものの内容の変質が行なわれようとしておられるんじゃないかと思ふのですが、この点について、どういう取り扱いをされようとおられるのか、どういう措置をとられようとおられるのか、お伺いしておきたい。

○村山(松)政府委員 県立病院の移管の際の定員、それから現在の扱いでありますけれども、これは県立病院そのものを移管した前例はございませんが、従来県立大学の付属病院、これは職員としては県職員であります、これを移管した実例はいろいろございます。一般的に申しまして、教官につきましては、秋田大学の教官審査によりまして、資格審査に適合した者を秋田大学側に移すという措置がとられます。教官以外の看護婦、それからその他の従業員につきましては、おそろく大学付属病院としての定員措置は、現在の実員を上回る定員措置が可能であると考えております。したがって、地方公務員と国家公務員でありますので、若干任用基準あるいは給与の扱い等の調整は要するかと思ひますけれども、原則として現在従業されておられる方を国の職員として移しかねることは可能であると考えております。

○山原委員 いま私が申し上げました、精神科のお医者さん四名のうち三名までがおやめになるというこの事態は、私はたいへんな問題だと思ひますが、しかし、ここだけで結論を出せる問題でもありませんので、この点大臣におかれまして十分検討をしていただきたいと思います。それから、付属病院の病院長は教授でなければならぬというお約束ですね。現在の県立病院の院長さんがどういふふうになられるのか、ちよつ

と伺っておきたい。

それから引き続きもう一、二点、一緒に聞いておきますが、付属病院に代用されます場合の病院の所有権はどこになるのですか。県ですか、国ですか。まずそこまで伺っておきます。

○村山(松)政府委員 現在秋田大学の創設準備費によりまして、人権費三分ごさいます。それによつて大体医学部長予定者、それから病院長予定者を内定しておりますが、病院長予定者といひましては、現在の中央病院の院長を充てることといたしております、この方を秋田大学の教授にお願いし、代用する間、県との話し合いによりまして県職員を併任し、県立病院の病院長を兼ねるということでも話し合ひをいたしております。

それから、付属病院として代用する間は、所有権は県側にございまして、これを協定によりまして事実上秋田大学が使う、こういう話し合ひにいたしております。

○山原委員 所有権が県にあれば、地方財政法の二十四条によりまして、県に対する使用料を国が払わなくてはならないわけですが、その使用料というものは、今度の予算の中に幾ら、どこへ出ておるか、ちよつと御説明いただきたい。

○村山(松)政府委員 秋田大学の付属病院、まあ大学の代用病院として使つて申しまして、実際問題として初年度は医進課程の教育が始まるだけで、病院として国が使う実態は事実上ないわけでございます。したがって、実際に使うような段階にどのような使い方をするかというところは、さらに具体的に詰めることといたしまして、初年度は国として使い得るのだという原則を打ち立てるだけにいたしておるわけでありまして。

○山原委員 その答弁の、本年度からに設立されたとしても、国として実質的に使う時期は本年度はないかもしれない。しかし、病院そのものの体質は変わるわけですね。県立病院の院長さんが付属病院の病院長になられる、しかも地方公務員から国家公務員に切りかえて教授になられるというふうな事態からするならば、病院の実質使用の度

合いは私はわかりませんけれども、先ほど申しましたように、ベッド数からあるいは病院の各科の問題からしましても、体制的にもまた内容的にも変質するわけですから、全く変わらぬわけじゃない。国立秋田大学の医学部の付属病院となるわけでしょう。それに対しては、地財法の二十四条によつてはつきり使用料を出していくというたてまえをとらなければ、もう全秋田県としては、敷地もつくる、建物をつくる、しかも付属病院は提供する、それで使用料ももらえないというふうな事態、そのあたりの皆さんの感覚の問題なんですよ。だから、私はそういう点で、最初に申しましたように、地方財政に対しては、最初に申しましたことを強調しておきたいと思ひますし、こういう先例をつくることは、日本の医療制度と医師、看護婦養成の制度からいって、決してプラスにはならないというふうな考へるわけですね。

時間もとっておりますので、私は時間を守りたいと思ひますが、私の申し上げましたことをもう一度繰り返しますと、地方財政に負担をかけないというところ、またせつかく医学部ができましたら、その県における、特にこの場合、秋田県における医療行政を低下させないということ、そして県立病院の従業員の皆さんの身分を保全するというところ、それからもう一つは、現在の全国的な医師不足の中でこの養成制度の計画を総合的に立てていくということ、これはもうはつきりと要請をしたいと思ひますし、心にとめておいていただきたいと思ひます。

最後に、佐賀大学の大学院の問題ですけれども、これもせつかく大学院が設立されるということでも、教授、教官は一人もふえないということですね。これなども、せつかくつくる場合に一体それでいいのか。たとえば、大学院ができたことによつて、現在の教授、助教授、助手等が持つておる時間数にどれだけ時間数がふえるのか。また、人数がふえないわけですから、その点で非常にオーバーワークになるのではないかと、現在時間数をどれだけ持つておられるの

かわかりませんけれども、その辺はどういうように考えておりますか。

○村山(松)政府委員 従来、大学院の設置の方式といたしましては、その基礎となる学部が充実いたしまして、教員組織におきましても、それから施設設備にいたしまして、大学院の教育、研究を担当し得る能力がつくに至ったという段階で大学設置委員会の審査の上これを設置するというたてまえをとっておりますので、御指摘のように、

大学院の設立と直結いたしまして教員組織の拡充というよりなことは行なっておりませんが、大学院を担当することによりまして、もちろん大学院担当手当という給与面の改善措置を講じますし、また教官当たり積算校費につきましては、大学院を負擔する分といたしまして、学部だけの場合に比べまして約三割増額いたします。学生経費等は当然つくわけでございます。それから授業の負擔につきまして、大学院の教育は、学部と違ひまして、講堂で講義をするという形が一般的なわけではなくて、むしろ個々の指導という形になるわけでありまして、従来も大学は専攻科というような形で学部を出た者の指導はやつておるわけでありまして、大学院を設置いたしますと、専攻科をやめますので、教官の負擔時間がこれによって急にふえるということはないと思ひます。一般論として教官はどのくらい負擔しておるか、これは個々の大学や学部によりまして違ひがございしますが、平均いたしますと、おそらく一週十時間ないしそれ以下ではなからうかと思ひます。これは農学部の場合で申し上げましたが、そういうことで授業の負擔の増加ということも、大学院設置によって急にふえるということはないと思ひます。

ことにならうかと思ひますので、将来にわたつて、大学院を持つことによつて整備上のプラスになるということは十分あり得るわけでございます。

○山原委員 私が本日申し上げましたことは、私どもも地方の自治体の議員としておつて感じたことを率直に申し上げたわけです。しかし、これはおそらく全国の人々の気持ちではないかと思ひますし、ことに秋田県の人々の気持ちではないかと思ひますので、何点か私としては指摘をしたわけでありまして、この点については十分配慮されますように最後に申し上げます、私の質問を終わります。

○八木委員長 著作権法案を議題といたします。

著作権法案

著作権法

著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条 第五条)

第二節 適用範囲(第六条 第九条)

第二章 著作者の権利

第一節 著作物(第十条 第十三条)

第二節 著作人(第十四条 第十六条)

第三節 権利の内容

第一款 総則(第十七条)

第二款 著作人的人格権(第十八条 第二十条)

第三款 著作権に含まれる権利の種類(第二十一条 第二十八条)

第四款 映画の著作物の著作権の帰属(第二十九条)

第五款 著作権の制限(第三十条 第五十条)

第四節 保護期間(第五十一条 第五十八条)

第五節 著作人的人格権の一身専属性等(第五十九条 第六十条)

第六節 著作権の譲渡及び消滅(第六十一条 第六十二条)

第七節 権利の行使(第六十三条 第六十六条)

第八節 裁定による著作物の利用(第六十七条 第七十条)

第九節 補償金(第七十一条 第七十四条)

第十節 登録(第七十五条 第七十八条)

第三章 出版権(第七十九条 第八十一条)

第四章 著作隣接権

第一節 総則(第八十二条 第九十条)

第二節 実演家の権利(第九十一条 第九十五条)

第三節 レコード製作者の権利(第九十六条 第九十七条)

第四節 放送事業者の権利(第九十八条 第一百条)

第五節 保護期間(第一百一条)

第六節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録(第一百二条 第一百四条)

第七章 紛争処理(第一百五条 第一百六条)

第八章 権利侵害(第一百七条 第一百八条)

第九章 罰則(第一百九条 第二十四条)

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送に關し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作等の権利の保護を図り、もつて文化の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作人 著作物を創作する者をいう。

三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗誦し、又はその他の方法により演じること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む)をいう。

四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものの(音をもちたな影像とともに再生することを目的とするものを除く)をいう。

六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。

七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。

八 放送 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信の送信を行なうことをいう。

九 放送事業者 放送を業として行なう者をいう。

十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分

離して個別的に利用することができないものをいう。

十三 録音 音を物に固定し、又はその固定物を複製することをいう。

十四 録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を複製することをいう。

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演又は放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

十六 上演 演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。

十七 有線放送 公衆によつて直接受信されることを目的として有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信を除く。）を行なうことをいう。

十八 口述 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）をいう。

十九 上映 著作物を映写機その他の物に映写することを行い、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

二十 頒布 有償であるか又は無償であるかを問はず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の複製物を譲渡

し、又は貸与することを含むものとする。

二十一 国内 この法律の施行地をいう。

2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。

7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（放送、有線放送又は上映に該当するものを除く。）を含む、「上演」、「演奏」、「口述」又は「上映」は、著作物の上演、演奏、口述又は上映で電気通信設備を用いて伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）を含むものとする。

8 この法律において、第一項第八号若しくは第十三号から第二十号まで又は前項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

（著作物の発行）

第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。同条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者によつて作成され、頒布された場合（映画の著作物にあつては、第二十六条に規定する権利を有する者の権利を害

しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された場合（映画の著作物にあつては、第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著物は、発行されたものとみなす。

3 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前二項の規定を適用する。

（著作物の公表）

第四条 著作物は、発行され、又は第二十二号から第二十六条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、放送、有線放送、口述、展示若しくは上映の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物が第二十八条の規定により第二十二号から第二十四条までに規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて上演、演奏、放送、有線放送、口述又は上映の方法で公衆に提示された場合には、その原著物は、公表されたものとみなす。

3 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行なわれた場合には、公表されたものとみなす。

4 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項若しくは第二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得

た者は、それぞれ第一項若しくは第二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

（条約の効力）

第五条 著作者の権利に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二節 適用範囲

（保護を受ける著作物）

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初にこの法律の施行地外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物（保護を受ける実演）

第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 国内において行なわれる実演

二 次条各号に掲げるレコードに固定された実演

三 第九条各号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

（保護を受けるレコード）

第八条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民をレコード製作者とするレコード

二 レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの

（保護を受ける放送）

第九条 放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民である放送事業者の放送
二 国内にある放送設備から行なわれる放送

第二章 著作者の権利

第一節 著作物

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
 - 二 音楽の著作物
 - 三 舞踊又は無言劇の著作物
 - 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
 - 五 建築の著作物
 - 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
 - 七 映画の著作物
 - 八 写真の著作物
 - 九 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。
- (二次的著作物)
- 第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。
- (編集著作物)
- 第十二条 編集物でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

- 2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。
- (権利の目的とならない著作物)
- 第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることできない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国又は地方公共団体の機関が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続に

より行なわれるもの
四 前号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国又は地方公共団体の機関が作成するもの

第二節 著作権

(著作者の推定)

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)として周知のものが著作人名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

(法人等の著作名義の著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(映画の著作物の著作者)

第十六条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第三 権利の内容

総則

(著作者の権利)

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利(以下「著作人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。

2 著作人格権及び著作権の享有には、いかな

る方式の履行を要しない。

第二款 著作人格権

(公表権)

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。次項において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

- 一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。
- 二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

(氏名表示権)

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作人名として表示し、又は著作人名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作人名の表示についても、同様とする。

2 著作物を利用する者は、その著作物の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従つて著作人名を表示することができる。

3 著作人名の表示は、著作物の利用の目的及び

態様に照らし著作者が創作であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができ。

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 前二号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

第三款 著作権に含まれる権利の種類

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

(放送権、有線放送権等)

第二十三条 著作者は、その著作物を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 著作者は、放送され、又は有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(口述権)

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に

口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(上映権及び頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物を公に上映し、又はその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を公に上映し、又は当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著者の著作物は、当該二次的著作物の利用に關し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

第四款 映画の著作物の著作権の帰属

(映画の著作物の著作権の帰属)

第二十九条 映画の著作物(第十五条又は次項の規定の適用を受けるものを除く)の著作権は、その著作物が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 もつぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第十五条の規定の適用を受けるものを除く)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物を有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達する権利
二 その著作物を複製し、又はその複製物によ

り放送事業者に頒布する権利

第五款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができ

(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という)を用いて著作物を複製することができ

一 図書館等の利用者の求めに應じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する
二 図書館資料の保存のために必要がある場合
三 他の図書館等の求めに應じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければなら

2 国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書

その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができ

とができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(教科用図書等の掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校又は高等学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部大臣の検定を経たもの又は文部省が著作の名義を有するものをいう)に掲載することができ

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校の通信教育用学習図書及び第一項の教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限り)への著作物の掲載について準用する。

(学校教育番組の放送)

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に關する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組において放送し、及び当該放送番組用の教材に掲載することができ

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
(学校その他の教育機関における複製)
第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)において教育を担任する者は、その授業の過程における使

用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができ

とができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(試験問題としての複製)

第三十六条 公表された著作物は、入学試験その他の人の学識技能に關する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができ

2 営利を目的として前項の複製を行なう者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(点字による複製等)
第三十七条 公表された著作物は、盲人用の点字により複製することができ

2 点字図書館その他の盲人の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、もつぱら盲人向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができ

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問はず、著作物の提示につき受ける対価をいう。次項において同じ)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、口述し、若しくは上映し、又は有線放送することができ

2 放送され、又は有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

(時事問題に関する論説の転載等)

第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上的時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送することができ、ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により放送され、又は有線放送される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

(政治上の演説等の利用)

第四十条 公開して行なわれた政治上の演説又は陳述及び裁判手続(行政庁の行なり審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条において同じ。)における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

2 国又は地方公共団体の機関において行なわれた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送することができ、

8 前項の規定により放送され、又は有線放送される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

(時事の事件の報道のための利用)

第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。

(裁判手続等における複製)

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、

その必要と認められる限度において、複製することができ、ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従つて利用することができる。

一 第三十条又は第三十三条から第三十五条まで 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 第三十一条第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項、第四十条第二項又は前二条 翻訳

(放送事業者による一時的固定)

第四十四条 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送することができ、著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送することができ、他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

2 前項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音又は録画の後六月(その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送があつたときは、その放送の後六月)をこえて保存することができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限りでない。

(美術の著作物等の原作の所有者による展示)

第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

(公開の美術の著作物等の利用)

第四十六条 美術の著作物でその原作が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

一 彫刻を増製する場合

二 建築の著作物を建築により複製する場合

三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合

四 もつぱら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製する場合

(美術の著作物等の展示に伴う複製)

第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができ、

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)、第三十七条、第四十二条又は前条の規定により著作物を複製する場合

二 第三十四条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用する場合

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作人名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作人名を示さなければならない。

3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行なつたものとみなす。

一 第三十条、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一条、第四十二条又は第四十四条第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

二 第四十四条第二項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者

2 第三十条、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行なつたものとみなす。

(著作者人格権との関係)

第五十条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第四節 保護期間

(保護期間の原則)

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を

除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作物の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとす。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。

二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。

三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

（団体名義の著作物の保護期間）

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作である個人が同項の期間内その実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

（映画の著作物の保護期間）

第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了

により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとす。

3 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

（写真の著作物の保護期間）

第五十五条 写真の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 第五十二条及び第五十三条の規定は、写真の著作物の著作権については、適用しない。

（継続的刊行物等の公表の時）

第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び前条第一項の公表の時とは、冊、号又は回を追つて公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表にして完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

2 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されなかつたときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもつて前項の最終部分とみなす。

（保護期間の計算方法）

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十五条第一項の場合において、著作者の死後五十年又は著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

（保護期間の特例）

第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加

盟国である外国を同条約の規定に基づいて本国とする著作物（第六条第一号に該当するものを除く。）で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十一条から第五十五条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

第五節 著作人格権の一身専属性等

（著作人格権の一身専属性）
第五十九条 著作人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

（著作者が存しなくなつた後における人格的利益的保護）
第六十条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作物が存しているとしたならばその著作人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第六節 著作権の譲渡及び消滅

（著作権の譲渡）
第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。（相続人の不存在の場合等における著作権の消滅）
第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条（相続財産の国庫帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。
二 著作権者である法人が解散した場合におい

て、その著作権が民法第七十二条第三項（残余財産の国庫帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

2 第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

第七節 権利の行使

（著作物の利用の許諾）
第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないとす。（共同著作物の著作人格権の行使）
第六十四条 共同著作物の著作人格権は、著作権者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作人は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作人は、そのうちからその著作人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（共有著作権の行使）

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

- 2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければならない。行使することができない。
- 3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
- 4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

(質権の目的となつた著作権)

第六十六条 著作権は、これを目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定めがない限り、著作権者が行使するものとする。

2 著作権を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作権者が受けるべき金銭その他の物(出版権の設定の対価を含む。)に対して、行なうことができる。ただし、これらの支払又は引渡し前に、これらを受ける権利を差し押さえることを必要とする。

第八節 裁定による著作物の利用

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならぬ。

(著作物の放送)

第六十八条 公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、

又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送することができる。

2 前項の規定により放送される著作物は、有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達することができ、この場合において、当該有線放送又は伝達を行なう者は、第三十八条の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(商業用レコードへの録音)

第六十九条 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、当該録音をすることができ、

(裁定に関する手続及び基準)

第七十条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は、一件につき五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

2 文化庁長官は、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、これらの裁定をしてはならない。

一 著作権者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

4 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするときは、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を附した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

5 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

第九節 補償金

(著作権者協議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、著作権者協議会に諮問しなければならない。

(補償金の額についての訴訟)

第七十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、著作権者であるときは著作物を利用する者を、

それぞれ被告としなければならない。

(補償金の額についての異議申立ての制限)

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定による裁定についての行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による異議申立てにおいては、その裁定に係る補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(補償金の供託)

第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合

二 その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合

三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起した場合

四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合(当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。)

2 前項第三号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

3 第六十七条第一項又は第二項の規定による補償金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所のもよりの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所のもよりの供託所に、それぞれするものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を

著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

第十節 登録

(実名の登録)

第七十五条 無名又は変名で公表された著作物の著作権者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。

2 著作権者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。

3 実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作権者と推定する。

(第一発行年月日の登録)

第七十六条 著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

2 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。

(著作権の登録)

第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければならない。第三者に対抗することができない。

一 著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ)又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

(登録手続等)

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載して行なう。

2 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行

なつたときは、その旨を官報で告示する。

3 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。

4 前項の請求をする者は、その請求に係る謄本若しくは抄本の枚数一枚又は閲覧の件数一件につき百円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 この節に規定するもののほか、第一項に規定する登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 出版権

(出版権の設定)

第七十九条 第二十一条に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権者」という)は、その著作物を文書又は図面として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2 複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。

(出版権の内容)

第八十条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図面として複製する権利を専有する。

2 出版権の存続期間中に当該著作物の著作権が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版があつた日から三年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物(その著作物の著作物のみを編集したものに限る。)に収録して複製することができる。

3 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができな

い。

(出版の義務)

第八十一条 出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務

二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

(著作物の修正増減)

第八十二条 著作権者は、その著作物を出版権者があらためて複製する場合に、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる。

2 出版権者は、その出版権の目的である著作物をあらためて複製しようとするときは、そのつど、あらかじめ著作権者にその旨を通知しなければならない。

(出版権の存続期間)

第八十三条 出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

2 出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版があつた日から三年を経過した日において消滅する。

(出版権の消滅の請求)

第八十四条 出版権者が第八十一条第一号の義務に違反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が第八十一条第二号の義務に違反した場合において、複製権者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

3 複製権者である著作物は、その著作物の内容

が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

(出版権の消滅後における複製物の頒布)

第八十五条 出版権の存続期間の満了その他の理由により出版権が消滅した後においては、当該出版権を有していた者は、次に掲げる場合を除き、当該出版権の存続期間中に作成した著作物の複製物を頒布することができる。

一 設定行為に別段の定めがある場合

二 当該出版権の存続期間中に複製権者に対しその著作物の出版に係る印税その他の対価を支払つていない場合において、その対価に対応する部数の複製物を頒布するとき。

2 前項の規定に違反して同項の複製物を頒布した者は、第二十一条又は第八十条第一項の複製を行なつたものとみなす。

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条から第三十二条まで、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十二条、第四十六条並びに第四十七条の規定は、出版権の目的となつていない著作物の複製について準用する。この場合において、第三十五条及び第四十二条中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第三十条、第三十一条第一号、第三十五条、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第八十条第一項の複製を行なつたものとみなす。

(出版権の譲渡等)

第八十七条 出版権は、複製権者の承諾を得た場合に限り、譲渡し、又は質権の目的とすることが出来る。

(出版権の登録)

第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければならない。第三者に対抗することができない。

- 一 出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）、変更若しくは消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限
- 二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

第七十八條（第二項を除く。）の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「著作権登録簿」とあるのは、「出版権登録簿」と読み替へるものとする。

第四章 著作隣接権

第一節 総則

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十一条及び第九十二条に規定する権利並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

二 レコード製作者は、第九十六条に規定する権利及び第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

三 放送事業者は、第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。

四 前三項の権利の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

五 第一項から第三項までの権利（第一項及び第二項の二次使用料を受ける権利を除く。）は、著作隣接権という。

（著作者の権利と著作隣接権との関係）

第九十条 この章の規定は、著作者の権利に影響

を及ぼすものと解釈してはならない。

第二節 実演家の権利

(録音権及び録画権)

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

二 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾（第百三条において準用する第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この節において同じ。）を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演について、これを録音物（音をもつばら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

(放送権及び有線放送権)

第九十二条 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

二 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 放送される実演を有線放送する場合
- 二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合

イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演

ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

（放送のための固定）

第九十三条 実演の放送について前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音し、又は録画することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用する目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。

二 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行なつたものとみなす。

一 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送の目的以外の目的又は同項ただし

書に規定する目的のために使用し、又は提供した者

二 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送事業者で、これらをさらに他の放送事業者の放送のために提供したものの

(放送のための固定物等による放送)

第九十四条 第九十二条第一項に規定する権利を有する者がその実演の放送を許諾したときは、契約に別段の定めがない限り、当該実演は、当該許諾に係る放送のほか、次に掲げる放送において放送することができる。

一 当該許諾を得た放送事業者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送

二 当該許諾を得た放送事業者からその者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物の提供を受けてする放送

三 当該許諾を得た放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送（前号の放送を除く。）

二 前項の場合において、同項各号に掲げる放送において実演が放送されたときは、当該各号に規定する放送事業者は、相当な額の報酬を当該実演に係る第九十二条第一項に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び音楽の提供を主たる目的とする有線放送を業として行なう者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行なつた場合（当該放送を受信して再放送又は有線放送を行なつた場合を除く。）には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

二 前項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することが出来る。

文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することが出来ること。
- 三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- 四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者（以下この条において「権利者」という。）のためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足りる能力を有すること。

二 第二項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。

五 第二項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行なう権限を有する。

六 文化庁長官は、第二項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に關して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることが出来る。

七 第二項の団体が同項の規定により権利者のために請求することが出来る二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。

八 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

九 第七十条第二項、第五項及び第六項並びに第

七十一條から第七十四條までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十條第二項中「著作権者」とあるのは、「当事者」と、第七十二條第二項中「著作権者」とあるのは、「第九十五條第一項の放送事業者等」と、第七十四條中「著作権者」とあるのは、「第九十五條第二項の団体」と読み替へるものとする。

10 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第七項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第二項の団体に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 レコード製作者の権利

(複製権)

第九十六條 レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。

(商業用レコードの二次使用)

第九十七條 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行なつた場合(当該放送を受信して再放送又は有線放送を行なつた場合を除く)には、そのレコード(著作隣接権の存続期間内のものに限る)に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

3 第九十五條第三項から第十一項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項の団体について準用する。

第四節 放送事業者の権利

(複製権)

第九十八條 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は映像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

(再放送権及び有線放送権)

第九十九條 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。

(テレビジョン放送の伝達権)

第一百條 放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する。

第五節 保護期間

(実演、レコード又は放送の保護期間)

第一百一條 著作隣接権の存続期間は、次の各号に掲げる時に始まり、当該各号の行為が行なわれた日の属する年の翌年から起算して二十年を経過した時をもつて満了する。

一 実演に關しては、その実演を行なつた時

二 レコードに關しては、その音を最初に固定した時

三 放送に關しては、その放送を行なつた時

第六節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

(著作隣接権の制限)

第一百二條 第三十條から第三十二條まで、第三十五條、第三十六條、第三十七條第二項、第三十八條第一項、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定は、著作隣接権の目的となつてい

る実演、レコード又は放送の利用について準用

する。この場合において、同条中「第二十三條第一項」とあるのは、「第九十二條第一項又は第九十九條第一項」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第三十二條、第三十七條第二項又は第四十二條の規定により実演若しくはレコード又は放送に係る音若しくは映像(第四項第一号において「実演等」と総称する)を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しななければならない。

3 第三十九條第一項又は第四十條第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送することができるときは、その著作物の放送を受信してこれを有線放送し、又は映像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達することができる。

4 次に掲げる者は、第九十一條第一項、第九十六條又は第九十八條の録音、録画又は複製を行なつたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十條、第三十一條第一号、第三十五條、第三十七條第二項、第四十條、第四十二條又は第四十四條第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送に係る音若しくは映像を公衆に提供した者

二 第一項において準用する第四十四條第二項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第一百三條 第六十一條第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二條第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三條の規定は実演、レコード又は放送の利用の許諾について、第六十五條の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六條の規定は著作隣接

権を目的として質権が設定されている場合について、それぞれ準用する。

(著作隣接権の登録)

第一百四條 第七十七條及び第七十八條(第二項を除く)の規定は、著作隣接権に關する登録について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替へるものとする。

第五章 紛争処理

(著作権紛争解決あつせん委員)

第一百五條 この法律に規定する権利に關する紛争につきあつせんによりその解決を図るため、文化庁に著作権紛争解決あつせん委員(以下この章において「委員」という)を置く。

2 委員は、文化庁長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に關し学識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。

(あつせんの申請)

第一百六條 この法律に規定する権利に關し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あつせんの申請をすることができ。

(手数料)

第一百七條 あつせんの申請をする者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、あつせんを求める事件一件につき一万円をこえない範囲内において政令で定める。

(あつせんへの付託)

第一百八條 文化庁長官は、第一百六條の規定に基づき当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他の当事者がこれに同意したときは、委員によるあつせんに付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目

的であつたに於てその申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

(あつせん)

第九九条 委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

二 委員は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつせんに打ち切ることができる。

(報告等)

第一百十條 委員は、あつせんが終つたときは、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

二 委員は、前条の規定によりあつせんに打ち切つたときは、その旨及びあつせんに打ち切ることとした理由を、当事者に通知するとともに文化庁長官に報告しなければならない。

(政令への委任)

第一百十一條 この章に規定するもののほか、あつせんの手続及び委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 権利侵害

(差止請求権)

第一百十二條 著作人、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、その著作人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

二 著作人、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又ははもつばら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第一百十三條 次に掲げる行為は、当該著作人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に於いて国内で作成したと見たならば著作人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物(前号の輸入に係る物を含む。)を情を知つて頒布する行為

二 著作人の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作人格権を侵害する行為とみなす。

(損害の額の推定等)

第一百十四條 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

二 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき通常受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

三 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(名誉回復等の措置)

第一百十五條 著作人は、故意又は過失によりその著作人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者であることを確保し、又は訂正その他著作者の名

誉若しくは声望を回復するために適當な措置を請求することができる。

(著作人の死後における人格的利益の保護のための措置)

第一百十六條 著作人の死後においては、その遺族(死亡した著作人の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)は、当該著作人について第六十條の規定に違反する行為をする者又はそれがある者に対し第六十二條の請求を、故意又は過失により著作人格権を侵害する行為又は第六十條の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

二 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

三 著作人は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作人の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。

(共同著作物等の権利侵害)

第一百十七條 共同著作物の各著作人又は各著作権者は、他の著作人又は他の著作権者の同意を得ないで、第六十二條の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に對する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に應じた不当利得の返還の請求をすることができる。

二 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。

(無名又は変名の著作物の権利の保全)

第一百十八條 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作人又は著作権者のために、自己の名をもつて、第六十二條、第六十五條若し

くは第六十六條第一項の請求又はその著作物の著作人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なうことができる。ただし、著作人の署名がその者のものとして周知のものである場合及び第七十五條第一項の実名の登録があつた場合は、この限りでない。

二 無名又は変名の著作物の複製物にその実名又は周知の変名が発行者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の発行者と推定する。

第七章 罰則

第一百十九條 著作人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百二十條 第六十條の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 著作人でない者の実名又は周知の変名を著作人名として表示した著作物の複製物(原著作物の著作人でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作人名として表示した二次的著作物の複製物を含む。)を頒布した者

二 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八條各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布した者(当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過した後において当該複製又は頒布を行なつた者を除く。)

第一百二十二條 第四十八條又は第六十二條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第一百二十三條 第六十九條及び第六十一條第二

号の罰は、告訴をまつて論ずる。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができ。ただし、第百十八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

第百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十九條から第百二十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対して効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対して効力を生ずるものとする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

（適用範囲についての経過措置）
第二条 改正後の著作権法（以下「新法」という。）中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法（以下「旧法」という。）による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧法による著作権の一部が消滅している著作物については、新法中これに相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条及び第九十七条の規定を含む。次項において同じ。）は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 この法律の施行前に行なわれた実演
二 この法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード
三 この法律の施行前に行なわれた放送

4 前項第一号又は第二号に掲げる実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、同項並びに新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、新法中著作権隣接権に関する規定を適用する。

5 新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条の規定を含む。）は、国内に常居所を有しない外国人である実演家については、当分の間、適用しない。ただし、前項に規定する実演に係る実演家については、この限りでない。

（国等が作成した翻訳物等についての経過措置）
第三条 新法第十三条第四号に該当する著作物でこの法律の施行の際現に旧法による出版権が設定されているものについては、当該出版権の存続期間内に限り、同号の規定は、適用しない。（法人名義の著作物等の著作権についての経過措置）

第四条 新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。

（映画の著作物等の著作権の帰属についての経過措置）
第五条 この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

2 新法の規定は、この法律の施行前に著作物中に挿入された写真の著作物又はこの法律の施行前に嘱託によつて創作された肖像写真の著作物の著作権の帰属について旧法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

（公開の美術の著作物についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現にその原作品が新法第四十五条第二項に規定する屋外の場合に恒常的に設置されている美術の著作物の著作権者は、その設置する当該著作物の展示を許諾したものとみなす。

（著作物の保護期間についての経過措置）

第七条 この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。

（翻訳権の存続期間についての経過措置）

第八条 この法律の施行前に発行された著作物については、旧法第七条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

（著作権の処分についての経過措置）

第九条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分は、附則第十五条第一項の規定に該当する場合を除き、これに相当する新法の著作権の譲渡その他の処分とみなす。

（合著作物についての経過措置）

第十条 この法律の施行前に二人以上の者が共同して創作した著作物でその各人の寄与を分離して個別的に利用することができもののについては、旧法第十三条第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の著作物は、新法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

（裁定による著作物の利用についての経過措置）
第十一条 新法第六十九条の規定は、この法律の施行前に国内において販売された商業用レコードに録音されている音楽の著作物の他の商業用レコードの製作のための録音については、適用しない。

2 旧法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用

することができたとされた者は、なお従前の例により当該著作物を利用することができる。

3 旧法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定に基づき文化庁長官が定めた償金の額は、新法第六十八條第一項又は第六十七條第一項の規定に基づき文化庁長官が定めた補償金の額とみなして、新法第七十二条及び第七十三条の規定を適用する。

4 前項の場合において、当該償金の額について不服のある当事者が裁定のあつたことをこの法律の施行前に知つてゐるときは、新法第七十二条第一項に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

（登録についての経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした旧法第十五条の著作権の登録、実名の登録及び第一発行年月日の登録に関する処分又は手続は、附則第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、これらに相当する新法第七十五条から第七十七条までの登録に関する処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の著作年月日の登録がされている著作物については、旧法第三十五条第五項の規定は、なおその効力を有する。

（出版権についての経過措置）

第十三条 この法律の施行前に設定された旧法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものは、新法による出版権とみなす。

2 この法律の施行前にした旧法第二十八條ノ十の出版権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第八十八條の登録に関する処分又は手続とみなす。

3 第一項の出版権については、新法第八十条から第八十五条までの規定にかかわらず、旧法第二十八條ノ三から第二十八條ノ八までの規定は、なおその効力を有する。

(録音物による演奏についての経過措置)

第十四条 適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行なわれるものを除き、当分の間、旧法第三十条第一項第八号及び第二項並びに同項に係る旧法第三十九條の規定は、なおその効力を有する。

(著作隣接権についての経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした附則第二条第四項に規定する実演又はレコードに係る旧法の著作権の譲渡その他の処分は、新法のこれに相当する著作隣接権の譲渡その他の処分とみなす。

2 前項に規定する実演又はレコードに係る著作隣接権の存続期間は、新法第一百一条の規定にかかわらず、旧法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間(その期間が同日から二十年の期間より長いときは、同日から二十年間)とする。

3 この法律の施行前に第一項に規定する実演又はレコードについてした旧法第十五条第一項の著作権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第四條の著作隣接権の登録に関する処分又は手続とみなす。

4 附則第十条第一項及び第十二条第二項の規定は、第一項に規定する実演又はレコードについて準用する。

(複製物の頒布等についての経過措置)

第十六条 この法律の施行前に作成した著作物、実演又はレコードの複製物であつて、新法第二章第三節第五款(新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用するものとしたならば適法なものとなるべきものは、これらの規定に定める複製の目的の範囲内において、使用し、又は頒布することができる。この場合において、新法第二百三十三條第一項第二号の規定は、適用しない。

(権利侵害についての経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした旧法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は旧法第三章に規定する偽作に該当する行為(出版権を侵害する行為を含む。)については、新法第十四条及び第六章の規定にかかわらず、なお旧法第十二条、第二十八條ノ十一、第二十九條、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項から第四項まで、第三十六條及び第三十六條ノ二の規定の例による。

(罰則についての経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(改正)

第十九条 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「写調」を「録音」に改める。

第三条第四項中「著作権制度審議会」を「著作権審議会」に改める。

(学校教育法の一部改正)

第二十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「文部大臣において著作権を有する教科用図書」を「文部省が著作の名義を有する教科用図書」に改める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

第二十一条 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「文部大臣において著作権を有するもの」を「文部省が著作の名義を有するもの」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第二十二條 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「著作権」の下に「その他の著作

作権法(昭和四十五年法律第 号)に規定する権利を加える。

第三十四條第四号を次のように改める。

四 著作権、出版権及び著作隣接権の登録その他の著作物の権利、出版権及び著作隣接権に関する事務を行なうこと。

第四十三條第一項の表中「著作権制度審議会」を「著作権審議会」に改め、「(明治三十二年法律第三十九号)」を削る。

(文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第二十三條 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「著作権法(明治三十二年法律第三十九号)第一条に定める権利」を「著作権法(昭和四十五年法律第 号)第二十一条から第二十八條までに規定する権利」に、「第二十八條ノ二」を「第七十九條第一項」に改める。

(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の一部改正)

第二十四條 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律(昭和二十七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」を「著作権法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

第二条第三項中「著作権法」を「旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」に改める。

第四条中「当該著作権の存続期間」を「当該著作権に相当する権利の存続期間」に改める。

第五条中「著作権法」を「著作権法附則第八條の規定によりなお効力を有することとされる旧著作権法」に改める。

第七條中「第十五條(著作権の相続、譲渡及び質入の登録)」を「第七十七條(著作権の登録)若しくは第七十八條(登録手続等)」に改める。

(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定による改正後の連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律(以下「改正後の特例法」という。)の規定は、この法律の施行の際現に消滅している改正後の特例法第二条第三項に規定する著作権については、適用しない。

2 この法律の施行前に公表された著作物の改正後の特例法第二条第三項に規定する著作権でこの法律の施行の際現に存するものの存続期間については、前条の規定による改正前の連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第四条の規定による当該著作権の存続期間が改正後の特例法第四条の規定による当該著作権の存続期間より長いときは、なお従前の例による。

(万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正)

第二十六條 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」を「著作権法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「翻訳権」とは、万国条約第五条に規定する翻訳権をいう。

第五条第四項中「著作権制度審議会」を「著作権審議会」に改める。

第十一条中「著作権法」を「旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」に改め、「その保護」の下に「著作権法の施行の際当該保護を受けている著作物については、同法による保護」を加える。

(破産法の一部改正)

第二十七條 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第二号中「及著作権」を「著作権及著作隣接権」に改める。

(関税定率法の一部改正)

第二十八条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第四号中「又は著作権」を「著作権又は著作隣接権」に改める。

(相続税法の一部改正)

第二十九条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第九号中(「出版権を含む」)で当

該著作権の目的物である著作物を、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物に、「当該著作物」をこれに改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「出版権」の下に「著作隣接権」を加える。

別表第一第九号中

(一) 著作権の移転の登録
イ 相続又は法人の合併による移転の登録
ロ その他の原因による移転の登録

(一) 著作権の移転の登録

著作権の件数

一件につき六千円

に

(二) 著作権を目的とする質権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録
ロ その他の原因による移転の登録

著作権の件数

一件につき五百円

を

(三) 著作権を目的とする質権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録
ロ その他の原因による移転の登録

著作権の件数

一件につき千円

を

(四) 出版権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録
ロ その他の原因による移転の登録

出版権の件数

一件につき千円

を

(一) 出版権の移転の登録

出版権の件数

一件につき六千円

に

(二) 出版権を目的とする質権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録
ロ その他の原因による移転の登録

出版権の件数

一件につき五百円

を

(三) 出版権を目的とする質権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録
ロ その他の原因による移転の登録

出版権の件数

一件につき千円

に

十の二 著作隣接権の登録(著作隣接権の信託の登録を含む。)

(一) 著作隣接権の移転の登録

は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録

(二) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(三) 信託の登録

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(四) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(五) 登録の抹消

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(六) 登録の抹消

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(七) 登録の抹消

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(八) 登録の抹消

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(九) 登録の抹消

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(十) 登録の抹消

抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

最近における著作物及び実演等の利用の多様化、著作物等の権利についての国際的保護の制度の発達その他の事情にかんがみ、わが国の文化の発展に寄与するため、現行の著作権制度を全面的に改め、著作物及び実演等の公正な利用に留意しつつ、著作者の権利及びこれに隣接する権利の保護を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

○八木委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

○坂田文部大臣 今回政府から提出いたしました著作権法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法案は、明治三十二年に制定された著作権法の全部を改正するものであります。現行法は、制定以来数回の改正を経て現在に至っておりますが、その基本的な体系は、制定当時のままであ

第三十一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項第四号中「著作権」の下に「並びに著作隣接権」を加える。

り、今日の複写、録音等の複製手段並びに出版、放送等の伝達手段の目ざましい発達、普及に照らし、著作者の権利の保護に欠け、あるいは著作権の制限規定が実情に適しないなど、不備な点が種々指摘されるに至っております。

一方、著作権の国際的保護条約であるベルヌ条約は、第二次大戦後昭和二十三年にブラッセルで、また昭和四十二年七月にストックホルムで改正されており、また、昭和三十六年には、実演家、レコード製作者及び放送事業者の国際的保護を目的としたいわゆる隣接権条約が成立いたしました。このような国際的状況を背景に、欧州諸国においては戦後次々に国内法の全面改正を行ない、近代的な著作権制度が整備されるに至っております。しかるに、わが国の現行制度は、昭和三年にローマで改正されたベルヌ条約の基準にとどまり、国際的にも立ちおくれたものといわざるを得ないのであります。

このような事情にかんがみ、政府は、現行制度を抜本的に改善する方針のもとに、昭和三十七年文部省に著作権制度審議会を設け、制度改正についての諮問をいたしました。同審議会は、四年間にわたる慎重審議の結果、昭和四十一年四月に答申を行なったのであります。政府は、この答申に基づきこのたびの法案を得たのであります。

この間試案を公表して権利者、使用者その他関係者の意見の聴取を行なう等慎重を期してまいりました。

なお、昭和三十七年以降の改正作業中に保護期間の経過により、その権利が消滅する著作権者を救済するため、四回にわたり保護期間の暫定延長の措置が講ぜられましたことは、御承知のとおりであります。

以上の経過によって明らかでありますように、この法案の趣旨とするところは、最近における著作権保護の国際的水準にのっとり、著作権等の権利の保護を厚くするとともに、著作物等の公正な利用に留意して著作権等について妥当な制限規定を整備し、もって文化の発展に寄与することであります。

すなわち、著作権の権利の保護を厚くするため、その権利を著作者人格権と著作権に大別してそれぞれの内容を明定いたしました。特に、従来からの懸案であったレコードを用いた音楽等の放送、有線放送及び演奏について著作権を認めることとしたしましたが、レコードによる演奏については、わが国におけるレコード使用の実情にかんがみ、当分の間、政令で定める営利事業において行なわれるものに限り、権利を認めるよう経過措置を講じております。また、著作権の原則的保護期間について、現行の著作物の死後三十八年までを国際的水準である死後五十年までに延長することとしたしました。

次に、著作権の制限規定につきましては、今日の複写、録音等の複製手段の発達普及を考慮して、私的使用、図書館等における複製、教育目的のための使用、その他特に必要と認められる場合について著作権を制限し、著作物の公正な利用が確保されるよう措置いたしました反面、利用の要件を厳密にし、また、教科用図書に利用する場合等には公正な補償金を支払うべきものとするなど、著作権の権利を害しないように配慮をいたしました。

さらに、俳優、歌手等の実演家、レコード製作

者および放送事業者を保護するたゞ、著作権隣接制度を創設することとしたしました。すなわち、これらの者には、著作物の伝達を行なうものとして、著作権に準じた権利を認めることが必要かつ適切と考えられますので、昭和三十六年の隣接権条約の定めるところを参考としつつ、わが国の実情に適した保護を行なうこととするものであります。

その他、裁定による著作物利用の制度、著作物の登録制度、著作権に関する紛争処理のためのあつせん制度等について定め、また著作権等の侵害に対する罰則を整備する等、現行制度の全面的改善をはかっているものであります。

なお、若干の関係法律について、この法律の施行に伴い必要となる整理等の措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○八木委員長 この際、提案理由の補足説明を聴取いたします。安達文化庁次長。

○安達政府委員 ただいまの文部大臣の説明を補足して、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的、用語の定義及び適用範囲を定めることについてであります。

この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送に関し著作物の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的遺産の公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護をはかり、もって文化の発展に寄与することを目的とすると規定し、この法律の目的が著作物等の権利の保護に重点を置き、あわせて著作物等の公正な利用を確保するための方途を講ずることにあることを明らかにしたのであります。

用語の定義におきましては、「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により著作物を複製することをいうこと、「美術の著作

物」には、美術工芸品を含むこと、「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的または視覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとして、固定されたテレビ著作物は映画とみなして取り扱うことなどを規定いたしました。また、「上演、演奏、口述」には、これらが録音物、録画物を再生して行なわれる場合を含むこととして、従来出所の明示を条件として自由利用が認められていたレコードを用いて音楽等の演奏に著作権が及ぶことを明らかにしたのであります。

この法律の適用範囲につきましては、著作物に關しては、日本国民の著作物のほか最初に国内において発行された著作物等が、実演に關しては、国内において行なわれる実演等が、レコードに關しては、最初に国内において音の固定が行なわれたレコード等が、また、放送に關しては、国内にある放送設備から行なわれる放送等が、それぞれこの法律の保護を受けるものと定められました。なお、実演に關しましては、当分の間外国人の実演家には、原則としてこの法律を適用しないこととしたしております。

第二は、著作物の権利を定めることについてであります。

その一は、著作物についてその例示を類別して詳細に掲げるとともに、憲法その他の法令等その性質上この法律で定める権利の目的とすることが適當でないものを明定いたしました。

その二は、著作物について、著作物の推定に關する規定を設けるとともに、法人等の従業者が職務上作成する著作物で法人等の著作名義で公表されるもの、著作物は、特約がない限り、その法人自体であるとして、法人等が著作物となり得る場合を明らかにし、また、従来その取扱いが明らかでなかった映画の著作物について、制作、監督等を担当して映画の全体的形成に創作的に寄与した者を著作物とする旨を定めたのであります。

その三は、著作物の権利の内容について、著作物は、何らの方式の履行を要せずして、著作物

創作した時から、著作者の人格的利益にかかわる著作者人格権と、著作物の経済的利用にかかわる著作権を享有するとして、著作者の権利が著作者人格権と著作権に大別されることを明らかにいたしました。

著作者の人格的利益の保護について、現行法は、他人の著作物の著作者名を隠匿し、その題号、内容に改ざん変更を加えてはならないと規定しているにとどまるのに対し、この法律案では、私法上の権利として積極的に著作者人格権を規定いたしました。その内容としては、未公表著作物の公表を決定する権利、著作者名の表示のいかんを決定する権利及び著作物の改変を禁止して著作物の同一性を保持する権利を定め、さらに著作者の名譽、聲望を害するような方法で著作物を利用することをもた著作者人格権を侵害することとなるものとするなど、著作者の人格的利益の保護に十全を期したのであります。

著作権については、複製権、上演・演奏権、放送・有線放送権、口述権、展示権、映画の著作物等の上映・頒布権、翻訳・翻案権等を含むものとしてそれらの内容を明らかにするとともに、翻訳物、翻案物等の利用について原作となつた著作物の著作権が及ぶことを規定いたしました。

その四は、映画の著作物の著作権の帰属等について特例を設けました。映画の著作物の著作権につきましては、映画の著作者の多様性、映画の製作における映画製作者の寄与の大きいこと、映画の利用を容易ならしめるため、権利を集中させる必要があることなどの理由により、この法律案におきましては、ベルヌ条約や諸外国における立派な例をも勘案し、かつわが国の映画製作の実態をも考慮して、通常の映画の著作物の著作権は、映画製作者に帰属するものとしたしました。さらに、映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合には、著作者は、その公表に同意したものとして推定する規定を設けて、著作者人格権の面でも、映画の著作物の特性に着目した措置を講じております。

なお、従来、囑託による肖像写真の著作権は、囑託者に属することとされていましたが、このような規定は設けないことといたしております。

その五は、著作物の公正な利用をはかるため、今日における複製、録音手段等の発達普及及び公共の利益との関係を考えて、著作権の制限の規定を整備いたしました。

従来の私的使用、引用、教科用図書等の掲載、時事問題に関する論説の転載、政治上の演説等の利用、営利を目的としない上演等及び裁判手続等における複製に関する規定を整備するとともに、新たに、図書館等における複製、学校教育番組の放送、学校その他の教育機関における複製、試験問題としての複製、点字による複製等、時事

の事件の報道のための利用、放送事業者による一時的固定、美術の著作物等の原作品の所有者による展示、公開の美術の著作物等の利用及び美術の著作物等の展示に伴うカタログ等による複製についての規定を設けることといたしました。さらに、著作物を利用する場合にそれを翻訳しても利用することができるとして明定し、その他他所の明示、著作権の制限の規定によって作成された複製物の目的外使用について規定いたしました。

これらを規定するにあたっては、著作権の制限による著作物の利用の要件を厳密にし、また、教科用図書等に掲載する場合には所定の補償金を支払うべきものとするなど、著作権者の権利を害しないよう配慮いたしました。

なお、従来問題となっており、適法に作成された録音物を用いてする著作物の興行及び放送については、さきにも申し述べましたように、著作権が制限されるためを廃止することとし、また、文芸學術の著作物の楽譜への充用等の規定は、設けないことといたしました。

その六は、保護期間について、著作権の原則的保護期間を著作者の生存間及びその死後三十八年間に著作者の生存間及びその死後五十年間に延長することといたしました。これに伴って、無名、変名の著作物及び団体名義の著作物の保護期

間、公表後五十年間とし、映画の著作物については、公表後五十年間保護することといたしました。また、写真の著作物については、現在発行後十三年間であるのを公表後五十年間と大幅に延長することといたしました。なお、遺著の保護期間に関する現行の特例規定は存置しないこととし、さらに無名、変名の著作物に關し、その著作者の死後五十年を経過していると認められるものは保護しない旨を定めました。

その七は、著作人格権及び著作権についてそれぞれ性質を考慮して規定を整備し、著作人格権の一身専属性、著作権の譲渡性その他について定めました。

その八は、裁定による著作物の利用について著作権者不明等の場合の著作物の利用及び当事者間で協議がとれない場合における著作物の放送にかかるとの裁定に関する現行規定を整備いたしました。また、新たに、音楽の著作物を商業用レコードに録音することについて裁定の規定を設けました。これは、音楽の著作物についての録音権が長期間にわたり独占されることのないようにし、音楽の著作物の利用を容易にするためのものであります。さらに、これらの裁定の手続、補償金の供託手続等に関し、規定を整備いたしました。

その九は、著作物にかかる登録について、従来の規定を整備するとともに、著作物の著作年月日登録の制度を廃止して、新たに著作物の第一公表年月日登録の制度を設けました。

第三は、出版権についてであります。出版権に關しては、その存続期間の起算点について出版権の設定後「最初の発行後」と改めたこと等若干の改善を行いましたが、おおむね現行の出版権に関する規定を踏襲し、これを整備するにとどめました。

第四は、著作隣接権制度の創設についてであります。わが国では、現在演奏歌唱及び録音物については、著作物として保護することをたてまえていたしておりますが、これらはその性質上著作物とし

ての保護にない点もあり、また、一九六一年に実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約が成立したことを考慮して、著作物の利用に關連を有する実演家、レコード製作者及び放送事業者を保護するための著作隣接権制度を創設することとした次第であります。

実演家とは、演奏歌唱者のみならず、俳優、舞踊家等著作物を演じる者及び著作物を演じないがこれに類する芸術的な性質を有する行為、たとえば曲芸などを行なう者をいい、さらに演劇等の演出家及び音楽の指揮者を含むものとすることを明記いたしました。実演家は、実演の録音・録画、その録音物・録画物の複製及び実演の放送に關し、これらを許諾する等の権利を有し、また、商業用レコードが放送または音楽有線放送において使用される場合に二次使用料を請求する権利を有することとなります。この二次使用料の請求権は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体で特に指定するものがあるときは、その団体によってのみ行使できるものとした

しました。レコード製作者は、レコードを増製する権利を有し、及び商業用レコードが放送または音楽有線放送において使用される場合に二次使用料を請求する権利を有することとなります。二次使用料の請求権は、実演家の場合と同様に、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体で特に指定するものがあるときは、その団体によってのみ行使できるものとした

しました。なお、実演家及びレコード製作者のレコードの二次使用料を請求できる範囲につきましては、これを広範に認める立法例もありますが、わが国の実態に照らし、放送及び音楽有線放送に限定することといたしております。

放送事業者は、放送を録音・録画し、その録音物・録画物を増製する権利、放送を受信して再放送する権利及びテレビジョン放送を拡大装置を用いて公に伝達する権利を有することとなります。これら実演、レコード及び放送にかかる権利の

保護期間については、それぞれ実演が行なわれたとき、レコードが作成されたときまたは放送が行なわれたときから二十年間これを保護することといたしました。その他、著作隣接権の制限、譲渡、消滅、行使、登録等に關しては、著作権に準じて取り扱う旨の規定を設けております。

第五は、著作権等に関する紛争処理のための制度を設けることについてであります。著作権等に関する紛争について実情に即した簡易な解決をはかるため、あつせん制度を設けることとし、著作権紛争解決あつせん委員を置くこととしました。

第六は、権利の侵害について定めることについてあります。この点につきましては、特許法等の例にならい、著作権等の侵害の停止、予防のために必要な措置の請求権について規定し、あるいは著作権等の侵害にかかる損害額の推定規定を設ける等、この法律が認める権利の侵害に対する救済が有効に行なわれるようにいたしました。また、著作物の死後におけるその人格的利益を保全するため、著作者の遺族または著作者が遺言で指定した者が、死亡した著作者の人格的利益を害するよう行為に對し、適切な措置を講ずることができるよう定め

ました。第七は、罰則についてであります。著作権の侵害につきましては、現行の二年以下の懲役または五万円以下の罰金を三年以下の懲役または三十万円以下の罰金に引き上げるとともに、著作人格権の侵害についても著作権侵害の場合と同一の刑罰を科することとするなど、罰則を整備いたしました。また、新たに、いわゆる商業用レコードの海賊版を防止するため、不正競争防止的な観点に立つてこの法律によって著作隣接権を認められないレコードの原盤の提供を受けて国内の業者が製作した商業用レコードを商業用レコードとして無断で複製した者は、一年以下の懲役または十万円以下の罰金に処するものとした

しました。このほか、罰則を実効あらしめるため、

法人等の従業者の行為についての罰則規定を設けております。

次に、この法律の施行に伴う経過措置のおもなものについて御説明申し上げます。

この法律は、従来の保護期間の暫定延長の措置をも考慮し、昭和四十六年一月一日から施行するものとしたしております。この法律は、著作物に關しては旧法による著作権が消滅しているもの以外すべての著作物に適用され、また、実演、レコードおよび放送に關してはこの法律の施行後に行なわれた実演等に適用されますが、従前の演奏歌唱及び録音物につきましては、旧法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間が、この法律の施行の日から二十年間かゝいずれか短い期間、この法律の著作権隣接権の制度が適用されるものとしたしました。

次に、翻訳権につきましては、現行法におけるいわゆる翻訳権十年留保の制度は、世界の大勢や著作権保護の精神などから、これを廃止すべき段階に来ているものと判断し、今般廃止することといたしました。ただし、急激な変動を避けるため、すでに翻訳権が消滅している著作物について適及適用しないこととするともに、この法律の施行前に発行されている著作物についてはこの制度の適用があるものとし、実質上この制度をなお十年間維持する等の経過措置を講ずることとしたしております。

また、適法に作成された録音物を用いてする音楽の著作物の演奏につきましては、さきに申し述べましたように現行法のたてまを改めることといたしておりますが、わが国におけるレコード使用の実情を考慮して、当分の間、音楽喫茶等政令で定める営利事業において行なわれるものに限って、権利を認めるよう経過措置を講ずることといたしました。

最後に、この法律の施行に伴う関係法律の整理等の内容を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律において新たに実演家、

レコード製作者及び放送事業者の権利として著作権隣接権を定めることに伴い、文部省設置法、破産法、関税定率法、相続税法及び放送法中の著作権に關する規定に著作権隣接権に關することを加えてこれを整備するとともに、この法律において著作権隣接権に關する登録の制度を設けることに伴い、登録免許税法において著作権隣接権の登録にかかる税率を定めております。

第二に、日本国との平和条約第十五条(ロ)の規定に基づき、保護期間に關し旧著作権法の特例を定めている連合国及び連合国民の著作権の特例に關する法律、及び万国著作権条約の実施に伴い、保護期間の相互主義、翻訳権の特例等を定めている万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律について、これらの特例をこの法律の特例とする必要がありますので、所要の改正を行なっております。

その他、著作権に關する仲介業務に關する法律、学校教育法、教科書の発行に關する臨時措置法、文部省著作教科書の出版権等に關する法律及び登録免許税法等の規定において、この法律の規定に照らし、用語の変更等所要の整備を行なっております。

以上、この法律案の内容について補足説明をいたした次第でございます。

○八木委員長 次回は、明後十三日金曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

昭和四十五年三月二十四日印刷

昭和四十五年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局